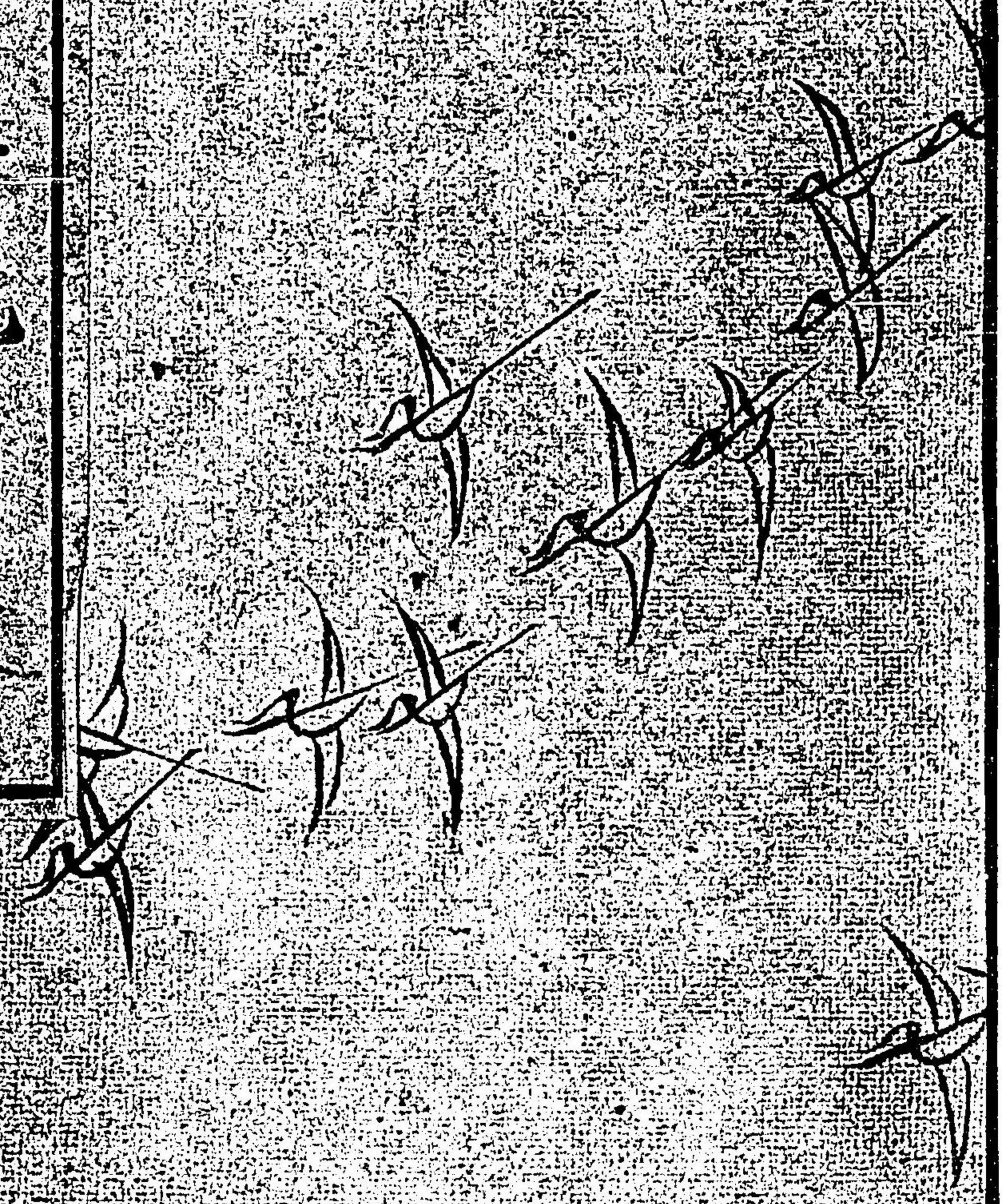


192
55

欽定
叢書
貞丈雜記
卷四



貞丈雜記卷之九

書札之部

三真相應之事

三百三十七

式の立文之事

三百三十七

ひねり文之事

三百三十八

上卷之事

三百三十九

捻文上包紙より之事ニケ條

三百三十九

禮紙之事

三百四十

小文禮紙之事

三百四十

小文之事

三百四十一

結狀之事

三百四十一

腰文之事

三百四十一

御内書御教書

三百四十二

小文之御内書

三百四十四

奉書之事

三百四十四

御下文之事

三百四十四

勘文之事

三百四十五

散狀之事

三百四十五

廻狀請書

三百四十五

起請文誓文狀

三百四十五

七枚超請

三百四十六

判花押等之事五ケ條

三百四十六

真名草名

三百四十九

二字を奉る并に名簿之事

三百五十

箱曲物等上書

三百五十

文書消息一つ書以上

貴人への狀目錄等の事

三百五十一

目錄の事七ケ條

三百五十二

今時の手紙并に片苗字三百五十三

書狀宛所

三百五十四

小路名

三百五十四

合點覺書

三百五十四

壹貳參文字之事

三百五十四

畢訖よみの事

三百五十五

香奩香典

三百五十五

目錄諸白と書く事

三百五十五

祝着之文字

三百五十五

曾我流書札法

三百五十六

關字之事

三百五十六

申狀初答狀二答狀等

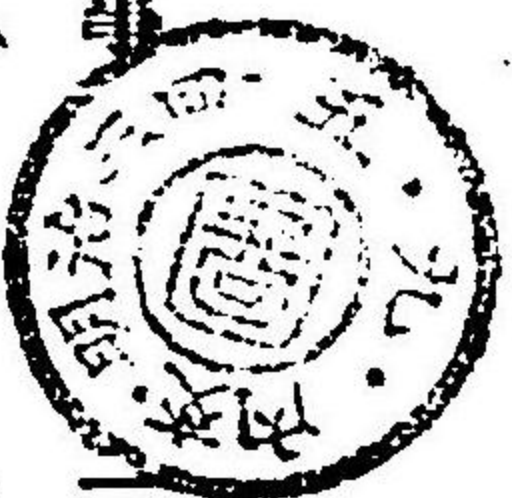
三百五十六

進物上包書法

三百五十六

太刀目錄請取書

三百五十六



魚類精進物目錄	三百五十七	目錄料紙之事	三百五十七	三色目錄別儀目錄	三百五十七
馬代目錄書法	三百五十八	壁書之事	三百五十八	過書之事	三百五十八
位署書之事	三百五十九	候之字	三百六十	付狀披露狀	三百六十
内封狀	三百六十一	打付書脇付	三百六十一	證文手形之事	三百六十一
起請繼之事	三百六十一	着到	三百六十二	封之書	三百六十二
上所脇付重言之事	三百六十二	出家への脇付	三百六十二	女房らし書	三百六十二
返書之替文字	三百六十三	弓征矢弓二張に目錄書法	三百六十三		三百六十三
出家の宛所	三百六十四	硯水氷らさぬ法	三百六十四	歌書之外題	三百六十四
白狀并に息狀	三百六十五	乞索歴狀	三百六十五	公帖之事	三百六十五
打渡引渡引付	三百六十五	上所之事	三百六十六	一書令啓一筆令啓	三百六十六
宜得御意候之文意	三百六十六	自身之事に御之字付くる事	三百六十六		三百六十七
珍重之文字	三百六十七	狀之止所七段	三百六十七	上文之事	三百六十七
肩書下書	三百六十七	目錄之間答	三百六十八	右筆之事	三百六十八
安堵之事	三百六十九	下馬札之始	三百六十九	書札俗に隨ふべき事	三百七十
公事文	三百七十	勘合之事	三百七十	封に糊付くる事	三百七十
押紙掛紙	三百七十一	裏書之事	三百七十一	とよらひ狀	三百七十一
目出度かしくの事	三百七十一				

進物類之部

七献之引出物之事	三百七十一	式之引出物之事	三百七十二	城殿包之事	三百七十二
進物にのし添ふる事	三百七十二	美物の事	三百七十二	進物水引結様	三百七十二
荒物の荒卷	三百七十三	かい敷笹の葉	三百七十三	進物忌み詞	三百七十三
魚海川之事	三百七十三	馬代之事	三百七十四	金銀付臺	三百七十四
進物小袖之事	三百七十四	弓征矢弦進物	三百七十四	馬進物引添之事	三百七十五
纏頭并に腰差之事	三百七十五	太刀馬進上	三百七十六	水引紅白左右之事	三百七十六
干鯛進物	三百七十七	狸引出之古稱	三百七十七	以 上	

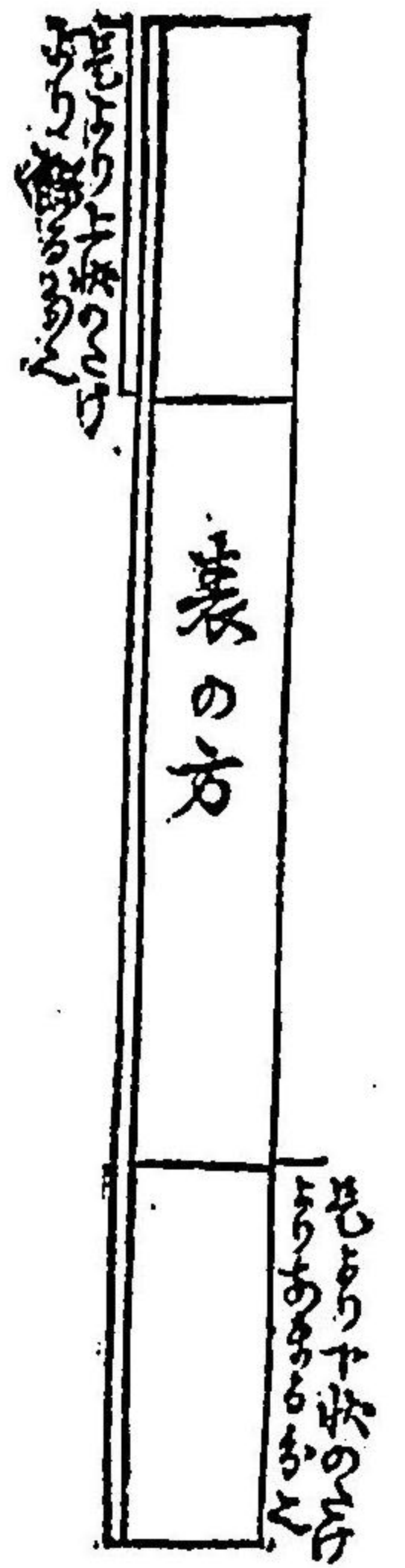
貞丈雜記卷之十

弓矢之部

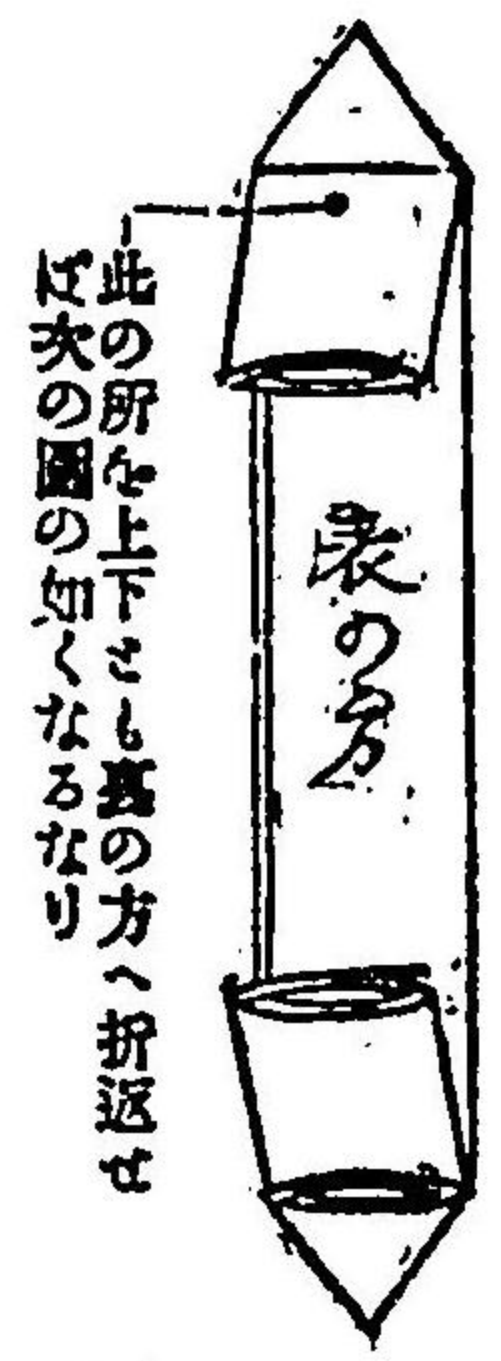
弓をたらしと云ふ事	三百七十八	弓矢を調度と云ふ事ニケ條	三百七十八
かばはぎの事	三百七十九	矢の事四ケ條	三百七十九
わたくり之事圖	三百八十	矢の羽之事圖	三百八十
繰矢の事	三百八十二	くるり矢の事圖	三百八十二
鏑矢の事	三百八十三	野矢征矢の事ニケ條	三百八十三
慕目一腰	三百八十五	そば白木の弓	三百八十五
		むらごきの弓圖	三百八十六

ぬり弓白木弓	三百八十六	重藤弓ニケ條	三百八十七	弓のせんたん巻圖	三百八十八
本重藤之弓	三百八十九	ぬりこめ藤	三百九十	ぬり弦せき弦	三百九十
つく弓の事	三百九十	神代の弓矢之事	三百九十一	梓弓檀弓楓事柘弓柘弓	三百九十一
弓之辻	三百九十一	十張弓	三百九十一	せきつるの事	三百九十一
藤ばなしの弓	三百九十二	弓の長さの事	三百九十二	弓のにぎりを定むる事	三百九十二
矢束長さの事	三百九十三	矢にさわし筈と云ふ事	三百九十三	こかし筈の事	三百九十三
しら筈のこひ筈の事	三百九十三	矢の筈品々六ヶ條	三百九十三	紙はぎの事	三百九十四
糸はぎの事	三百九十四	うるしはぎの事	三百九十四	こりはぎの事	三百九十四
ふしかげ取る事	三百九十四	弓の籐に口漆さす事	三百九十四	矢のはす巻	三百九十四
のしろのかつき圖	三百九十五	ふしをしやうする事	三百九十五	矢の根品々圖	三百九十五
さほうの事圖	三百九十六	つのがわりの事圖	三百九十六	鏝鋒品々之圖	三百九十六
かばをまくと云ふ事	三百九十八	犬射がら笠懸がら	三百九十八	おひ征矢	三百九十八
まちをこふしに引きかくる事	三百九十八	楯破劔尻圖	三百九十九	丸根の事圖	三百九十九
鳥の舌蠅の尾鏃の尾圖	三百九十九	楯破劔尻圖	四百	平題之事	四百
籙籙の事	四百	くすね膠の事	四百	平根の事圖	四百
のみねの事圖	四百	弓矢尺寸取りやうの事	四百	俣野矢の事	四百一
小弓の事	四百一	征矢の事	四百一	頸根之事	四百一

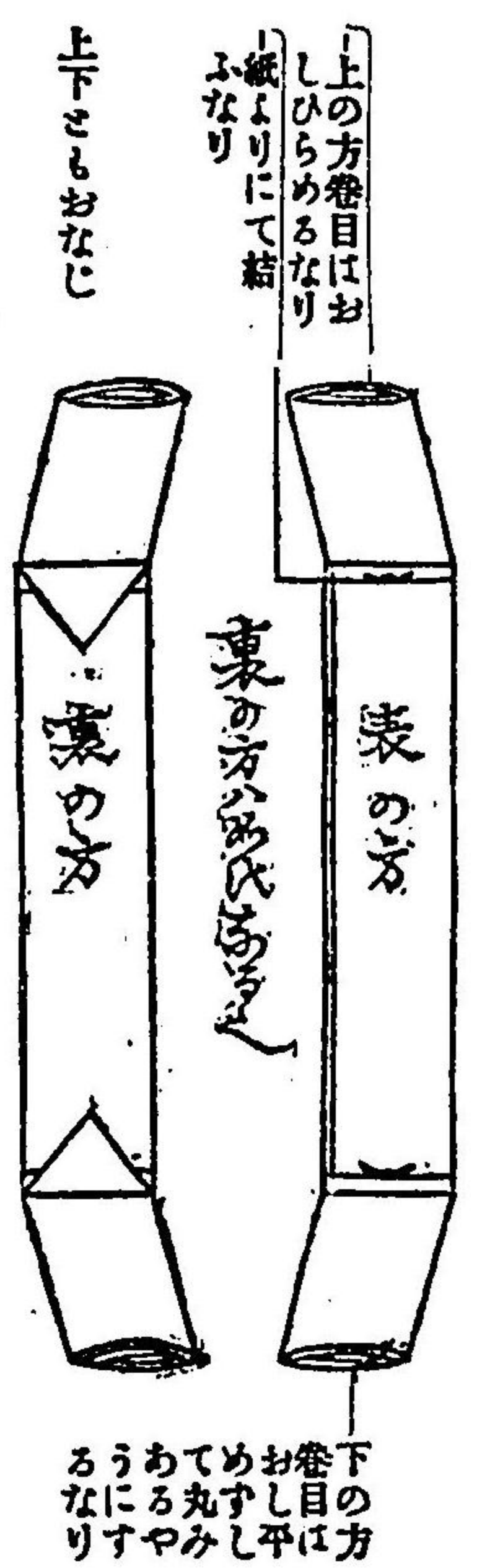
小管革の事	四百二	ひしやくばなの事	四百三	羽よと云ふ事圖	四百三
あまのおもての事圖	四百三	矢答の事	四百五	矢音之事	四百五
矢さげびの事	四百五	矢に内向外向兄矢乙矢三ヶ條	四百七	弓の鳥打の事	四百七
神通之鏃矢	四百六	白眞弓	四百七	的のこまなこの事	四百八
弓は兩頭の蛇をかたごとと云ふ事	四百八	しきりはぎの事	四百八	ふくらしば	四百九
弓の外竹前竹	四百八	矢しるしの事	四百九	後三年書并に弓袋圖	四百十
矢をつまよる事	四百九	ま、き矢ま、き弓	四百十一	白鳥の羽にてはきたる矢	四百十三
雷上動水破兵破の事	四百十	木竹合せたる弓初の事	四百十三	丸木弓の事ニヶ條	四百十四
染羽の矢	四百十三	はちばみの羽	四百十五	さ、羽の事	四百十五
ふきよせ藤弓之事	四百十五	弓の形古今かはる事	四百十六	犬射墓目笠掛引目の圖	四百十五
弓のにぎりをゆづかと云ふ事	四百十六	夷弓の事	四百十七	犬追物の弓のにぎり	四百十六
引目にて人を射る事	四百十七	手突之矢	四百十八	竹籬	四百十七
弓にきり辞にて巻く	四百十七	八目の鏃矢	四百十九	引目にて獸を射る	四百十九
糸袋之弓	四百十七	公方様御弓袋	四百二十	白茂のりの事	四百十九
百矢と云ふ事	四百十九	中ざしの矢	四百二十一	雁股の事圖	四百二十
弓杖にて間打つ事	四百十九			征矢上差中差さし様の圖	四百二十一
上ざしの矢	四百二十				



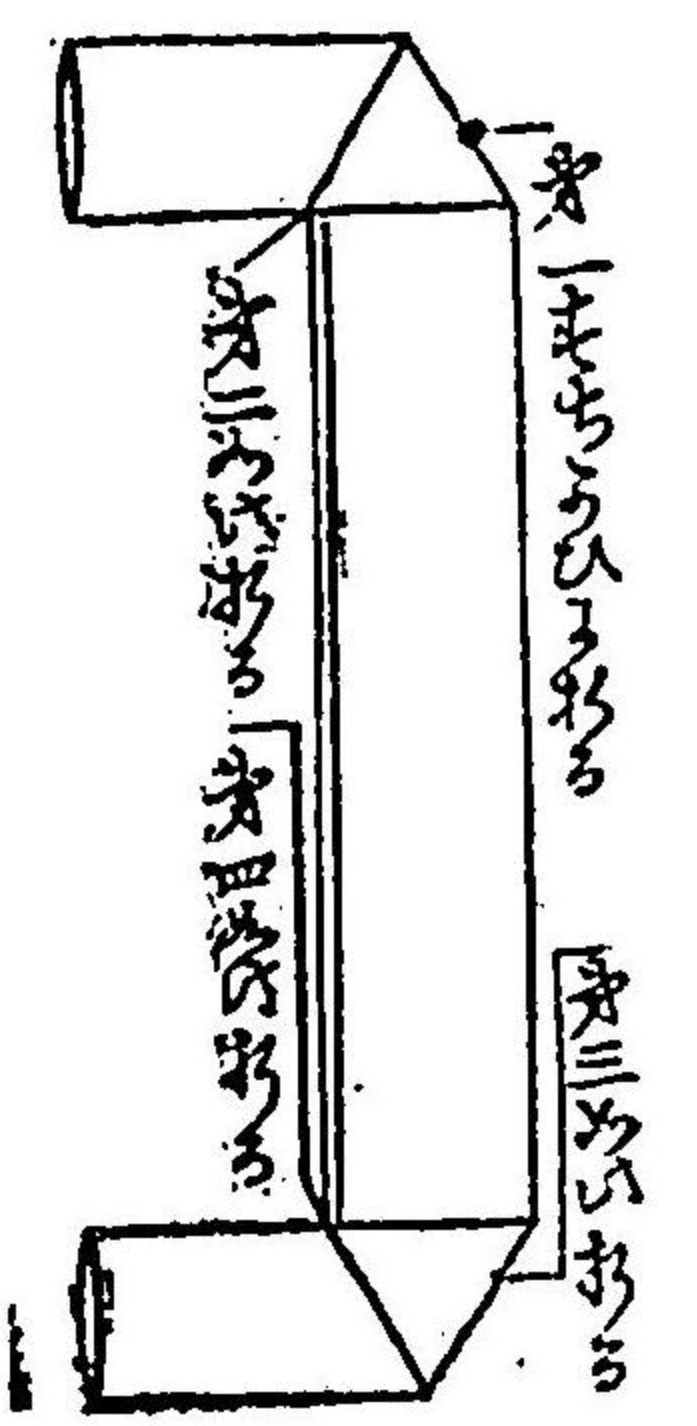
右の圖の如く折れば如此になる也



此の所を上下とも裏の方へ折返せば次の圖の如くなるなり



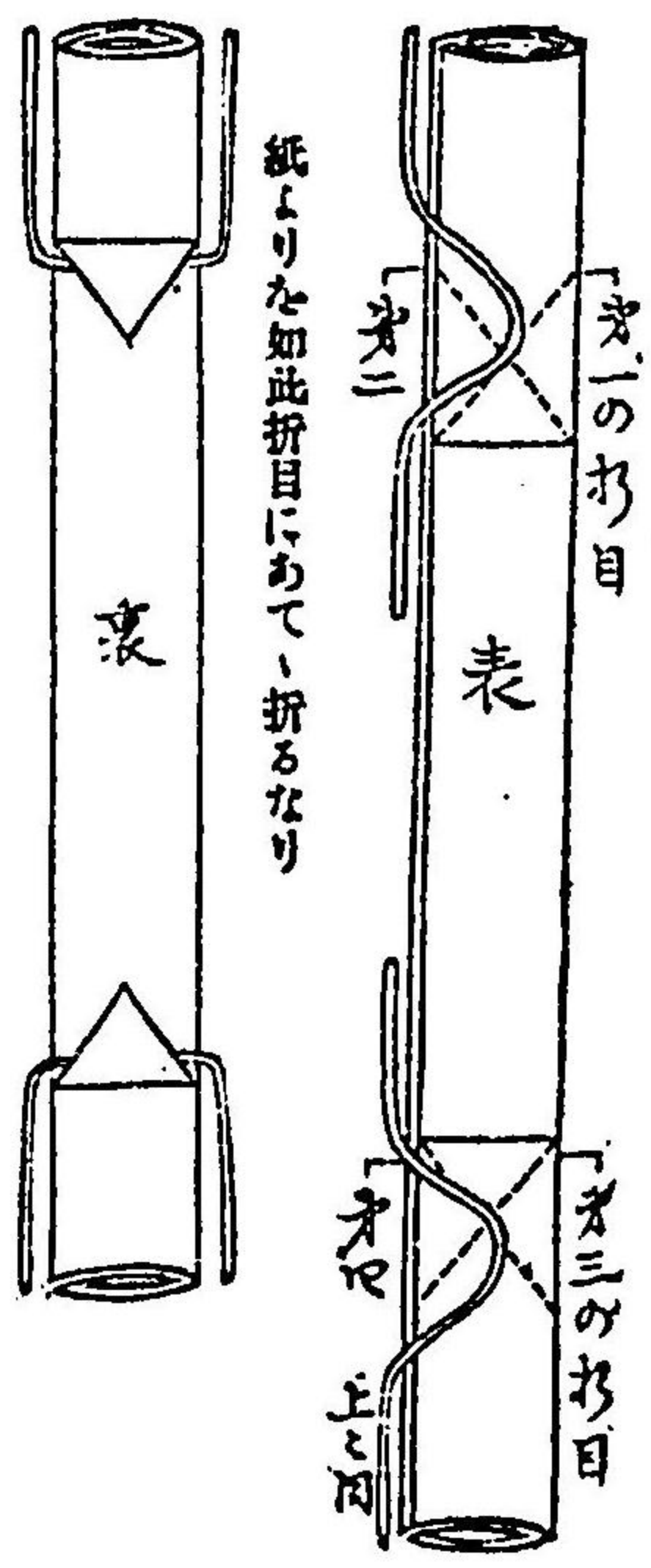
下の巻目はおし平めするなり



上方巻目はおしひらめるなり

右のうは巻をひねるに状のた、みやうは、廣くすればひねる時上下の紙のはしみじかくなりて捻たらぬ物なり杉原の状ならば大體狀の巻きたるは、壹寸貳三分ばかりにてよし、
 一ひねりふみのひねりやう書札禮節に云くたて文は上短く上長くひねるべし女房文は上長く下みじかく捻るべしよりにてゆふ事(紙よりにてゆふ事なり)不可有之又判形なしとめやうはあなかしこなど、あるべし云々(判形なしといふ已下は女の方へつかはす狀の事を云ふ)玉章秘傳抄に云く普通の立ぶみ上短下長捻る也女房へ遣す立文をば上長く下短し是れ故實也此の事無左右一人しらざるを知足院殿より美福門院へ進らせらる、御文上長く下短く捻目墨をひかる、云々

一誦上書には上巻別の紙也進上書にはうは巻は友紙なり此の事最初に記す如し友紙にてうは巻するに紙のたけ餘る分短くてひねられぬなり依之友紙の上巻の時は狀を書くべき料紙をうは巻の紙にくらべて見て上巻の紙のひねらる、ほどのたけに狀を書くべき料紙のたけをみじかく切りつめてかくべし狀のたけひきくはうやまふ儀にもかなへるなり
 一捻文の上下を紙よりにて結ふ事有三口傳よし貞順の記に見えたり此の口傳は紙よりを一まはり廻はしてまむすびにするなり結ぶ時上の結びは紙よりの端を我右の方なるを左の方の端にかけて結ふなり小袖の上かえを上にするが如し下の方の結びは我左の方の紙よりのはしを右の端にかけて結ふなり左まへにかくるなり是れ上は陽下は陰の心なりまむすびにして紙よりの端を切るに上の方のをば二刀に切り下の方のは引揃へて一刀に切るなり二刀は我が前へ向けて切り下の一刀はさきへ向けて切るなり是れ又陰陽の儀なり上二刀下一刀以上三刀なり



紙よりに如此折目にあて、折るなり

一捻文狀の表巻(カケ紙ト云フ事本名ナリ)ひねりめに紙捻かけ様の圖 光大 補正して記す
 右の如く折目の間に紙よりをはさみてた、みて三角なる所を狀のうらの方へ折返せばこの如くなるなり
 扱右の紙よりを表にて眞結にするなり此の結びやうに口傳あり前文に貞丈翁のいはれたる趣を圖にあらはす上の如し

管領ノ御教書
ト云フハ管領
ナリ夫テ貴ビテ
御教書ト云フ
ナリ管領ノ奉
書ト云フベキ
也奉行ヨリ出
スナハ奉行ノ
キナリ

品ともに公方様より被下候御書なり管領并奉行より仰を受けて書出すをば奉書と云ふなり
一小文の御教書と云ふもあり是れも公方様の御書なり書札條々に云く小文は半切鳥子又杉原也其のま、押折る
事は少し慮外なり御内書には御小文をばおし折り候云々小文の御内書は上下をおし折りに捨らざるなり
一奉書と云ふは公方様の上意をうけ給りて記す故奉書之末奉行の名の下に奉の字を小さく書くなりたへば駿河
守義村奉など、書くなり奉の字うけたまはるとよむなり

一御下文は政所より書き下す状也文言の始終に下と云ふ字を書くゆゑくだしふみと云ふなり古き案文左の如し

將軍家政所下
鎌倉頼朝公也
尾張國長岡庄住人上

補二任
地頭職二事

前近江守信綱法師

右人承久兵亂宇治河鋤鋒之勳賞豐浦庄之替可爲彼職之狀所仰如件以下

文曆二年七月七日

- 案主左近將曹菅原
- 知家事内舍人清原
- 禮左衛門少尉藤原
- 別當相摸守平朝臣
- 武藏守平朝臣

右案文東鑑卷三十に見えたり此の外にも案文多し(右の文言は承久の亂に佐々木信綱宇治川の先陣の勳賞に豊浦の庄を給はりしが後に其の所を神社等に寄附せられしに依りて其の代に長岡の庄を給はる時の御下文也長岡

の庄の住人に前近江守信綱法師を地頭職に仰付けらる、旨を申渡す御くだしふみなり)

一勘文と云ふは古例等をかかへ又は陰陽師日ざり方角などのかんがへ其の外何にてもかんがへことを書きし
るして禁中又は將軍家などへ奉る書きものなり勘文とかかかんがへの文とよむなり(勘文ハカンモンなれども
カモンとよむ事習なり)

一散狀と云ふは廻文の事なり今時廻狀と云ふなり東鑑卷四十三(建長五年七月ノ條ニ)九日乙酉隨兵事今日被
廻ニ散狀ニ書様

右來八月放生會可有御社參各帶布衣可致供奉之狀依仰所廻如件
右放生會可有御社參各兼可致參向廻廊之狀依仰所廻如件

一廻狀の請書には我名の下に奉の字を書きて遣すなり奉の字をばうけたまはるとよむ字なる故仰の趣をうけた
まはると云ふ事也但しこれは主君の仰の趣を書きたる時の事なり主君の位にてもあらざる事には我名に点をか
けて遣すなり

一起請文と云ふ事は事を發起して主君へ請ひ願ひ奉る狀の事なり三代實錄に見えたる小野春風が起請は不慮の
用心の爲に御調物に奉る布を以て保侶一千領と桶袋とを作り置きたき由請ひ奉りし文なり又誓詞を書きのべた
る起請文も神佛へ對し神罰佛罰を請ひ奉る文也佛神に對しての起請文は慈悲僧正より始りし也古今著聞集に云
く(卷ノ十六)賀縁阿闍梨と聞えし人何事の意趣かありけん慈悲僧正を濫行肉食の人たるよし不實利口を申した
りけるを僧正かへりき、給ひていきとほりて起請文を書きて三塔(叡山ニアリ)に披露せられけり其の詞に云く

若謂令破戒無愆之僧住持天台座主者恐詒狐疑於先賢上方致狼藉後輩二者歎因茲今對三寶披陳

此事

律ハ法也持律
トハ法ヲモ
モツテ云フナ
リ

持律の人にそら事を申付けたるむくいどてくるひありきけるとぞ起請のおこりこれなり云々
一誓文狀の文言の内神名を書くに伊豆箱根兩所の權現を書く事後堀河院貞永元壬辰年鎌倉將軍頼經の時執權北條武藏守平泰時奉行頭人と共に政事に私せまじと連判の起請文（貞永式目ノ末ニアリ）を書きし時伊豆箱根の神名を記載せし由東鑑に見えたり是れは相模國鎌倉にての事なるゆる其の近邊の神名を書きたるなり其の例にて他國にても伊豆箱根を書くなり他國にては伊豆箱根の神名を書くに及ばず其の國々にある神名を書くべき事なり

一七枚起請と云ふ事牛王のうらに起請を書く事其の始詳ならず義經記卷の四土佐房義經の討手に上る條に土佐房申しけるはかやうに人のむしつを申候において私には申しひらさがたく候御めんかうふり候て起請文をかき候はんと申しければ判官神は非禮をうけ給はずといへばとくく起請文をかけゆるすべしとの御誼にて熊野の牛王七枚にか、せ三枚は八幡宮にをさめ一枚は熊野に納め今三枚は土佐房が五體にをさめよとて焼きて灰になしてのみにけりとありこの義經記は義經の時に書きたる物にあらず後に書きたる物なれども古書なれば證據とすべし七枚記請牛王を用ふる事ふる事なるを知るべし（義經記は作者知れず其の文體いかにもふるし鎌倉將軍の末の代ごろなどに記したる物なるべし）

一判と舊記にあるは今の書判なり今は印の事をも判と云ふゆる書判印判と云ふ詞あり書判は本名をば花押とも押字とも云ふなり本式は實名の二字を一つにして草にやつして形を作る物なり依之判の事を二合とも草名とも云ふなり二合と云ふは實名の二字を一に合せて作る故なり草名と云ふは實名を草にやつして作る故なりされば

花押判ト云フ
一治承四年六月
月廿二日廣清
委御書被
加判御書并御
功大和判官
代判御書并御
判加判御書并御

判の上には實名をか、ざる事本式なり又實名の下の字一字ばかりをやつして判にする事有り其の時判の上に名乗の上の字ばかり書くなり又實名の二字を以て作らず別に形を作りたる判は判の上に實名を二字ともに書くなり本式は實名の二字を判に作りて判の上に實名をばか、ぬ物なり然れども今の世にてはとかく判の上に實名不書しては叶はざる事世の風俗なれば是非なく世に隨ふべき歟判といふ物の本意は我作り出して我手にてかつかうよく書き覺えて筆勢も形も墨色も他人の手にて似せる事かなはざるゆるしとなる也今は木にはりて墨を付けておす人あり判の本意をうしなへるなり道照愚草に云く公家門跡には御判を草名と仰せられ候親王法親王（親王とは天子の御兄弟又御二男御三男親王と云ふ號を御免有りて何親王と申すなり法親王は御出家にて親王に成り給ふなり）御草名の事御書に被遊事は遣る、人の官位によりて被遊事なり御書の上卷の表に御判ある儀も御草名と可申也云々官職難儀と云ふ書に二合とは名字判を書く所に二合と書く事なり是れには故實ありた、常の名字判などの様には二合とばかりはか、ぬなり官をかきてその下には書くなり假令左大臣二合權大納言二合如此なり又父より子に遣し又家僕に遣候狀には官をか、でた、二合とばかり書くなり他人にはか、す云々是れは公家系下輩へ遣す狀に判をすらすして二合と書きて送らる、を云ふなり二合と書く心は判をすらすと云ふ心にて書くなり判をすらすたるも同然なる心なり下輩へ遣す故略儀に如此するなり武家にては二合と書きて人に遣す事はなし公家計なり

一花押の事を判と云ふは判の字はわくるともわかつともよむ字なり花押を以て我が書きたる物人の書きたる物を明にわかつ爲なる故判と云ふ也我と人とをわかつしるしなり今印の事をも判と云ふ是れも右同意也判断の意なり

一押字花押草名二合二別の事前に記したれども委しく分らざる故記之左の如し

○押字と云ふは名乗の字を草に略して自分くしのしるしに用ひて書く事なり○右の押字に二合二別の品あり二合と云ふは名乗の二字を一つに合せて作りたるを云ふなりたとへば名乗通方ならば **秀** 如此の類なり○二別と云ふは名乗の上の字をば常の字體に書きて下の字ばかりを草にやつして作るなりたとへば名乗通方ならば

お

如此類なり○花押と云ふは名字の字を不用して別に人々の好によりて草木の花葉鳥獸器物其の外何なりとも其の形を押字の如く作りて用るを云ふ花と云ふははなやかといふ儀にて俗にいはだてなる心也たとへば

は

水鳥

也

也

也

也

也

也

也

也

也

也

也

は

水鳥

也

也

也

也

也

也

也

也

也

也

形を書くも花押の類なりたとへば **五** 是等の類花押の類なり押字にはあらず○草名と云ふは名乗の字を甚略して草に書きたるなり我はよめども人はよめぬ程にやつして書けるなり押字花押とは又別なりされども押字花押の如く我がしるしに用ふる物なり古筆の文書の中に **出** 如此書きたるあり

是れは季繼といふ名乗を如此に書きたるなり是れ我ばかりよめて人はよめぬ程にやつしたる也

惣而通例には書判の事を押字とも花押とも草名ともおしなべて一つ事にはいへども分けてくはしくいふ時は右の如く差別あり押字花押草名の三ついづれを用ふべきとも人々の好に任せて用ふるなり其の人々の我がしるしに用ふる事なれば何にても用ふるなり人の偽り似せる事ならざるを肝要とするなり

一我名判の事弘安禮節の趣は一に官姓名(判は不書)二に官判(官を書きて判を書くなり名乗も姓氏も不書なり)三に名字(名乗を書く事なり姓名官不書なり)四に判(官も名字も姓氏も不書して判計を書くなり名乗を書くよりは軽きなり判は名乗字を草書にくづして作りたる物ゆる名乗をかくべきを略して其代りに判を書くなり

り略義に用ふるなり)五に二合と書くなり(判を不書勿論名乗りも姓氏も不書して官の下に二合と書くなり大納言二合と書く類ひなり) 武家書札の法式は弘安禮節より出でたり弘安八年に定めらる、公家の式法にして官位の高卑によりて定め給ひしなり武家にて其の儘は用ひがたきゆゑそれに准じて書く事なり武家には弘安禮節は不用と云説あり直に不用して准じて用ふるなり弘安禮節を能く知り明らめざれば書札の故實くらかるべし

一公家にては自筆にて名字(名のりの事なり)を書くを以て證據とする也判を書くは名字を書く代りとす(判は名乗を草に崩して作たる物ゆる名乗を書くよりは略儀なり)然れば名字を書くは重くして判を書くは軽き事なり武家にては自筆にて名乗を書きたるばかりは證據とせず判を書くを以て證據とす然れば判を書くは重くして名乗を書くは輕し是れ公家武家の相違也

一後代世の風俗悪く成りて偽あるゆる世の人物事うたがひふかくなりしに依りて名ばかり判ばかりにては證據にならずとおもひて判の上に名乗を書せ名乗の下に判をか、せて取るなり今世にてはそれにては猶たらずとおもひて名乗と判との傍に印をおさせて取るなりそれにては猶たらずして誓詞起請文には名乗判印の上に血を出してぬる事になりたり

一眞名草名ノ事吉部秘訓抄第三ニ云く報牒可加草名近代眞名也又云く吉書署事中少辨次第云内案加眞名一正文加草名と見えたり(報牒は狀の返事なり吉書とは禁中にて正月吉日に諸國の鎔を給りて不動倉とて藏をひらかんと奏聞する申し文也その文に連名をかくを署といふ也眞名とは名乗を書く也草名とは判を書くなり内案とは内々の案文なり正文とは本紙の事にて表むきへ出す書付なり)

一二字を奉るといふ事又名簿といふ事古今著聞集に刑部丞義光が六條修理大夫顯季に二字を書きて奉りし事あり

官職職ニ云
ク惣別列ナ
草名ト申ス也
崩シテ草ニシ
カル物也仍テ
草名ト申スガ
本ナリ

○名乗ヲ書ク
ナ眞名ト云ヒ

どもその世にては御太刀一腰此の體に書く事世上一統なれば世の風俗に背きかたし然れども狀などは今も一筆啓上仕候此の體にかく事はなし

一婚禮のいひ入の祝に柳樽をつかはすに目錄に屋內喜多留と書く事今世間法式のごとく成りたり古は會てなき事なりいにしへは目錄には柳何荷とばかり書きて樽の字をば書かざりし也いひ入の時遣すとても替る事なし柳樽に屋內喜多留と書くならば桐の木箱に入れたる物には桐の箱と書くべき歎笑ふべき事なり又樽に諸白などと書く事もなき事なり不用之皆々近年のはやり事なり

一進物の目錄を書くに先精進物を書て次に魚鳥を書く事古法なり是は尊氏卿夢窓國師を師として禪法に歸依し給ひしにより御代々禪宗を崇敬し給ふにより諸士も皆禪法をこのみ精進の人多かりし故精進物を先として目錄にも又は座敷へ折を出すにも先精進物次に魚鳥と次第を定めたる物なり

一目錄に樽肴書くにも先樽次に肴を書く事古法なり大館書札秘傳抄に云く昔は先かやうに樽を書くなり近代は前にさかなを書きて扱樽を書くなり(近代とは東山殿の時代の近代なり)

一目錄と云ふ事目は名と同意なる字なり名をしるすと書きてもくろくとよむ也目錄と云ふはすべて物の名目を書き録す書物の總名なれどもいにしへは進物の品々の名を書くに三つの品あり目錄折紙注文此三品なり目錄とは太刀馬を書きたるを云ふ注文とは一ツ書をして樽肴魚鳥など書きたるをいふ折紙とは千疋萬疋と書きたるを云ふ何れも紙は二枚重なるなり目錄と折紙は横に二ツに折り注文は縦紙に書くなり武雜書札篇に折紙目錄注文に少し差別有之云々書札大方に云く折紙と注文と目錄いさ、か違有る事候折紙と申すは千疋萬疋認候を申候注文とは一ツ書御座候一何色々認め候を注文と申候目錄と申は御太刀一腰御馬一疋など、認め候を申候料紙は引合たるべし

増録に云く寛元元年六月十日の御書しき(御産氣也)かれは(中略)同十六日七夜の御うよりの御沙汰なれば今少しき

合たるべし

一目錄注文折紙ともに料紙一重ねを用ふる事古法なり細川殿の家ばかり一枚に認められし由條々聞書にみえたり今時は男は一枚を用ひ女は二枚を用ふと云ふ人あり男女の差別なき事なり

一古は折紙のまん中に千疋萬疋など、計書きて人に遣はしたり今は金子千疋萬疋或は肴代何疋何疋と書きて何疋の上の方に金子を糊にて付くる事世上に流行也古は金子なし鳥目計有りし也それ故たゞ何疋と計書付けて別に鳥目をば遣しける也今の金子の折紙も千疋萬疋など書きて金子をば別に包みて遣す事よろしかるべし

一今時貴人より下輩へは堅目錄を用ひ下輩より貴人へは横目錄を用ふるといふ説あり古は堅目錄横目錄といふ名目なし前にも記す如く太刀馬の目錄と千疋萬疋などの折紙は横に折り魚鳥などの注文は横に折らず堅紙を用ひしなり貴賤に依りて堅横の差別古法はなき事なり

一今時手紙とて半切紙に書く狀は古の小文より出でたる事なり(小文の事前に記す)手紙と云ふは手簡と書きてしゆかんと云ふべきをてかんとよみて又あやまりててがみと云遠へたるるべし手紙といふ事は舊記には無き事なり手簡といふは書狀の事なり

一書狀に人の名を片苗氏に書くをうやまふ禮とする事古はなき事なり近代のはやりことなり古は貴人の名には一向苗氏をば不書其の次少しうやまふ人は苗氏をば二字共に書きて一體の文言脇付等にてうやまふ禮はあるなり書札の法に人の名を切りてたさへば一行めの下に細と書き二行めの上に川と書き細川と云ふ苗氏を二つに切りて書く類を忌むなり然るに今は上書にわざ／＼人の苗氏を切りて一字を書く事古法にも背きその上無禮なる事なり又下輩へ遣す時は我苗氏を片苗氏に書く事有りかやうの事も今は世上一統法式の如くなりたれば改めが

たし是非なく當世に隨ひて書くべし古法は如此にあらざといふことは知り置くべし

一書狀の宛所に貴人の名を書くには文字を小さく墨薄く書くをうやまひとする是れ古法なり武雜書札篇に云く宛所墨薄く文字細きは賞翫なり(條々聞書も同前)又云く苗氏を略して官計書きて人々御中と書く事一段の賞翫なり(中略)加様のあて所も墨うすに小字に書くべし云々古法如此然るに今は貴人の名を大きく我名をば小さく書くをうやまふ儀とするは甚あやまりなれども今世上一統に法のごとく成りたれば改めがたし是非もなし古法貴人の名を小さく人々御中を大きく書く事貴人の御内の人々の所へ遺す心なる故如此書くなり墨うすかく事も貴人の御名は墨こくありくとかか、すともかくれ無きこ、ろなり又たしかにあざくとか書くは憚りある心なり

一書札の書に小路名(少路名と有るも同じ)と云ふ事有り弘安禮節に居所とあるも同じ事なり宛所に貴人の名を書くに其の官名をか、すして其人の住給ふ所の名を書く事なりたどへば一條殿は一條に住み給ふ故一條殿と書く類を云ふなり公家ならずとも武家にては其の人の住む所の名をかくは其の人の官名を書けるよりも一段うやまひたる儀なり勿論小路名書くほどなれば人々御中と大字に書くなり小路名をば人々御中の肩に小字に書くなり

一合點マツペンと云ふは人の方より簡條を以て相談する事あるに我心に合ひて尤と同心したる簡條には點をかけて遺すを合點と云ふ也廻狀などに點をかくるも合點なり常の詞に心得たると云ふ事を合點したると云ふも是れより出でたる詞なり

一書物の端に覺と書く事古は無き事也(今世は何の文書にも初に覺と書くなり)

一一二三の字を壹貳參と書く事本式の書には書くまじきなり是は米錢などを記す帳などに用ふる字なり其の子

細は一二三と書きては文字の形まぎれやすきによりて壹貳參の字を用ひてまぎれぬ様にする爲なり又悪きたくみをする者は一の字を二の字に直し二の字を三の字に直す事もある故左様に直されまじき爲にてもあるなり又十の字を拾の字に書くとも十は千の字にまざる、故拾の字を用ふるなり唐土にても一二三四五六七八九十百千の字を壹貳參肆伍陸柒捌玖拾陌阡と書きかふる事あり是れも米錢などの數を記す時に用ふる字なりとぞ常の書狀目錄記録書籍などに壹貳參拾などの字は用ふまじきなり

一古き狀の文言に何々候畢何々候訖とあるを候をばんとよむ人ありわろし候畢をばさむらひぬとよむべし候訖をばさむらひきとよむべし文體に依りてぬともよむべし

一佛事などの時香の代物を香奠カウヂとも香典カウヂとも書けども典の字を用ふるをよしとす典の字はおぎのるとよみて物を買取る事なれば香典と書けば香の代物と云ふ事になるなり奠の字はまつると讀む字にて代物の心なし

一進物の目錄などに酒の事を諸白モロクと書く人あり左様には書くまじき事なり酒を作るに米を至極能くつきしらげて作るを諸白と云ふさのみ能くもしらげずして作るを片白といふ由或人申したり然れば諸白片白といふは酒作る者の詞にて立ちいりたる事なれば目錄などには書くべからず又常の詞にもいふまじき事なり目錄には舊記に有る如く柳一荷二荷又天野一荷御楡一荷など、書くべし

一古き書札の案文に草花贈給候祝着申候など、云ふ文言あり祝着と云ふ詞古の狀に多し祝の字は執の字の用ひ違ひ也祝も執もシウとよむ同音の字なる故用ひたるなり古は文字の吟味もなく用ひたる事いくらも有り執着は物に執念を懸けてふかく愛する心なり祝着は執着の事なり古書には花飾と書くべきを過職とかき物騒と書くべきを物窓と書き無物體と書くべきを無勿體とかき非興と書くべきを比興とかき案内と書くべきを案内と書き

嗚呼と書くべきを尾籠とかく類ひ皆文字の吟味もなく書きならはしたるなり

一今世はやる書札の法は曾我流なり太閤秀吉公の家臣曾我又左衛門が流義也久保五兵衛と云人其の流をうけつぎて世にひろまりしなり京都將軍時代の古法と大に違ひたること多しされ共今は世の中の法となれり古法は古法新法は新法と覺え置きて世の中に背く事なかれ世の風俗を變じ改めて古法を天下の人に守らしむる事は天子將軍にあらずしては叶ひがたし我等ごときの方に不及

一闕字の事闕如とも云ふなり書札條々に云く被仰出に闕如無之御下知も同前當時此等を闕せられ候文法にはあらず候御書御意は廉有るなり(廉とはいづかゞのことを云ふ)闕如とは字を書き下すに字と字の間を闕きて置く事なり貴人の御名など又御書御意など、云ふ事は書きつゞけず間をおいて書くを云ふ

一申狀と云ふは訴訟の事有之奉行所へ差出す狀の事なり訴狀とも目安とも云ふなり相論の時などに出すなり

一初答狀と云ふは申狀のおもむき奉行所にて吟味ありて相論の相手を召出し尋ねらる、時申狀に不審の儀あれば問條書付を出す是れを初問狀と云ひ此の初問狀を以て奉行尋ねらる、時其の返答書を出すを初答狀とも初陳狀とも云ふなり扱それより二問狀二答狀三問狀三答狀たがひに出すなり文言調様は武雜書札篇にあり

一紙に包みたる進物の上に其の名數等を書く事古はなき事なりすべて紙に包む物は兩端紙の外へ少し出してそれとみゆる様につゝむなり紙のたけ長くは折込むべし目錄に其の色品數杯を書くなり其の爲の目錄なりされば包紙には色品數などを書くに不及事なり藥の類名香などの類すべて紙の内に包みこめて外より其の品の見えざる物には上書するなり

一太刀馬の目錄到來の時其の目錄に受取りたる由裏書して表書之通受取候など、書きて目錄を返す事普廣院殿御代より始ると云ふ説あり又伊勢守殿流には以上に點をかけて返すと云ふ説あり何れも非也古なき事也目錄を以て披露する間目錄を返す事なきなり受取りたる由をば別紙に書きて遣すなり是れは太刀馬のみに限らぬ事なり書札禮節に云く折紙のてんあひ候事如此にも認め候歟(てんあひ候とは目錄と進物の品無相違なり合點の儀なり)

御折紙料千疋請取申如件

年號月日

何かし殿

名字官
實名判

一進物に魚類と精進物有るは目錄に精進物を初に書くべし書札條々に云く總て公方様へしやうじ物(精進物の事なり)をくはへ進上之事不見及也昆布なども御肴あら物に(あら物の事は精進物の部に出す)そひ申事無之名物之事も一色には進上候歟又常にわたくしには精進物をひ候べし其の時は精進物を一番に可調なり又云く折精進美物(魚鳥類の事)之事當方には一番に精進をも調候他家には美物を一番にも被調候

一魚と鳥進物の時は鳥を先に書くべし書札條々に云く鳥魚物ばかりなり此の時鳥を先調へらるべし
一進物の目錄の料紙貴人より下輩へ給るは大たかだし大引合などを用ひらる、下輩より貴人へ奉るは小たかだし小引合などを用ふる事古の禮なり今は下輩より貴人へ奉るに大たかだしを用ふる事分に過ぎたる儀なれども世上如此なり
一今時進物に三色目錄別儀目錄と云ふ名有り三色目錄は太刀馬の間に要脚吳服卷物の類を書列ねたるを云ふ別儀目錄とは太刀馬に卷物(魚の事なり)樽などを書加へたるを云ふ古は此の三色目錄別儀目錄と云ふ名目なし

は役儀なり位は着座の座なみの次第なり重き官は位も重し輕き官は位もかろしたとへば太政大臣は正一位又は從一位也左大臣右大臣は正二位又は從二位など、定あるを相當と云ふなり官位の相當は令と云ふ書の内の官位令といふ部にしるしてあり是れを見るべし職原抄にもあれども少し違ひたる事あり一扱位と官をつらぬるに兼守行の三字を書き加ふる事あり官と位と相當したるは官を上に書きて位を下に書くなりたとへば中納言從三位など、書くなり（中納言は從三位相當なり）官と位相當せざるは位を上に書きて官を下に書くなり不相當の内位高く官ひくければ行の字を書き加ふるなりたとへば正二位行大納言など、書くなり（大納言は正三位相當なり正二位なれば位高く官ひくし是れ不相當なり）官高く位ひくきは守の字をかき加ふるなりたとへば從四位上守治部卿など、書くなり（治部卿は正四位下相當なり從四位上なれば位ひきく官高く不相當なり）官を二つ兼ねたるは兼の字を書き加ふるなりたとへば中納言兼彈正尹從三位など、かくなり此の外書法様々ありむづかしき儀なり此の箇條には兼守行等のあらましばかり記之此等の書き様は公家有識の人に付きて尋ねきはむべし仍略之

一書狀に何々候と書く事候の字は少しうやまふ詞なり然る間下々へ申渡文書などには候と云ふ字は用ひざる事なりたとへば可相心得候といふ事を可相心得者なりなど、書くなり（候といふ字はうかふ心なり目うへなる人の心を伺ひく物をいふやうの心なりさればうやまふ心あり）

一付狀と云ふは披露狀の事なり貴人へ直に狀を奉らすその家人へ付けて申入るる故付狀と云ふなり但し少し替り有り次に記す

一披露狀宛狀（充狀とも書くなり）付狀と云ふ各差別あり左の如し○披露狀は貴人へ直札は憚なる故其の家人

へ狀を付けて披露を頼む狀を云ふ此等之趣宜預御披露候又は可然様御取成所仰候など、書きて其の宛所は其の家人の名を書くなり披露狀の宛名の上には進上とも謹上とも不書事なり（古き案文にも謹上など、書きたるもあれ共それは書法を知らぬ書き様なり）又此の宛名のそばに人々御中など、脇付せぬなり○宛狀と云ふは書札法式拔萃に云く充狀の事披露狀も直に獻する心有りて猶其の憚を存せば文體披露狀の如くにして或人々御中或御宿所など、申次の位により脇付あるへく候是れを充狀と云ふ又内狀とも號し候披露狀より猶うやまふ體なり○内狀右の宛所の事なり右之如し○付狀と云ふは書札條々に云くつけ狀とは文言は直札あて所内衆へ對せられ候云々（貴人へ直札の文言にてあて所は内衆の名をかくなり披露狀なり敬うべし）

一内封狀とは腰文の事なり時により隱密の事を申遣す時には常の腰文の如く狀を切りて紐にせず別紙を細く裁ちて紐にして狀の中程を巻き糊にて付け裏にて封するなり（以上腰文に似たり）其の上に禮紙を巻き又表卷する事常の整文の如くして上下をひわり紙よりにて結ぶ如常

一打付書とは狀のうは書に脇付をせざるなり下輩へ遣す狀には打付書にするなり

一脇付とは參人々御中など、書くをいふなり

一證文の事を手形とも云ふ事證文は必印をおす物也上古印といふ物なかりし時は手に墨を付けておしてしるしとしけるとなりされば印の字をおしでとよむなりおしでとは手の形をおしける故なり東鑑卷六に手印とあるは手の形をおすを云ふなり今も印なき時は爪に墨を付けておすを爪判といふもかの手の形をおしける心なり一紙を糊にてつぐに左まへに重ねるをさしやうつぎと云ふ事は起請文をかくに白紙に前書をして扱牛王の裏に誓詞を書くなり白紙と牛王をつぎ合するに牛王の方を上重ねる故起請繼といふなり

東鑑卷六（文治二年七月廿四日爲仙洞御取成所仰候事）
於高野山被立去五月一日發行
密御事以備而後國大田莊

加御朱印
日所
寄也云々

一着到を付くると云ふは出陣の前に諸方より來あつまる軍勢の名を帳面に書留むるを云ふなり軍勢の到着したる人々の名を書く故着到と云ふなり着到はつきいたるとよむなり遠方より爰元へつきいたるなり(軍陣に限らず當番の人之名を書くもおなじ)

一謹上書には封じめを書かず(宗五大双紙に見えたり) 進上書は猶以て封じめは不書事なり進上謹上を不書時は封じめ書くなり御内書には封じめ長くも書くなり下盡へ遣すには如此也

一脇付に進之候進覽など、書く事謹上進上と書かぬ狀の時の事なり進上謹上と書くとき脇付に進之候進覽などとかけば重言になる故不書之也進上謹上と書く時は脇付は御宿所とかく也

一狀の脇に人々御中と書く事は先の亭主の召つかはる、人々の中へ此の狀を遣して披露をたのみ心なり參と書くは此の狀を參らすると云ふ事なり(是等はしれたる事なれどもをさなきものごの爲に記すなり)

一出家などへ遣す狀の脇に玉床下又床下など、書く事は此の狀を先の人の床の下へ遣す心なり床は机に向ひて學文する時上りて居る臺なり玉の字を付くるは床をはめたる心なり玉にてかざりたる床と云ふ心なり榻下又玉榻下など、いふ榻の字も床の字と同じ心なり書をよむ時のほりて居る臺なり机下案下など、云ふも机案二字共につくると云ふ字なり此の狀をつくるものとへ遣す心なり窓下と云ふも窓は家のまごなり窓に向ひて學文する人のまごのものとへ此の狀を遣す心なり足下と云ふは先の人のあしのもとへ此の狀をおく心なり(几下と云ふは机下と同じつくるとのとなり)

一女房のちらし書は立石様藤花様を以て書くなり貞順記に云く(伊勢六郎左衛門の記) 藤花様とは上を揃へて下不同たとへば藤花の咲きみだれたる様成るべし立石様とは上不同に書きて下を揃へて書くなり山水の立石の

ちらし書に文
なかく事狀を
ちらしとく
り出でたり一

如し是れ皆ちらしがきなり又小筋書とて二行揃へて書もあり云々(立石様藤花様の事三議一統にもみえたり) 又或書に鷹行様と云ふもあり是は行の頭を段々下りに鷹のつらなり飛ぶ形の如くするなり

○小筋書

○藤花様

○立石様

○鷹行様

一返尋の狀を回鯉回魚回鱗など、云ふことは

唐土にて昔越の國の王に勾踐と云ふ人あり呉の國の王夫差と云ふ人越の國をうばひ取りて

勾踐をさらへて牢屋におしこめ置きたり勾踐の家臣范蠡と云ふ人魚賣に身をやへして牢屋の番人に願ひて鯉を一つ勾踐に參らせけり其の鯉の腹の中に軍のはかり事を書きたる書狀あり勾踐其の狀の趣にまかせてつひに呉の國をほろぼし本國をとりかへしたる事ありし由唐土の書に見えたりその由来を以て鯉の字を狀の事に用ふる也魚の字鱗の字もそれに付きて用ふるなり回はかへるとよむ字なり返の字と同じ回鯉以下返狀といふ心なり

一回章といふも返狀なり章は文章なり

一衣鉢閣下と書く事衣は出家のころもなり鉢は出家の持つ鉢の子なり閣は二階作り門なり今山門と云ふ物なり出家の門へ此の狀を遣すと云ふ心にて衣鉢閣下と書くなり又侍者御中と書く事侍者は和尚のそばに居る出家をさして云ふなり

一重簾の弓に征矢をそへて進物にするには目録には御弓征矢と一行につけて書きて員數は書に不及征矢は必簾にさすなりされども目録に簾をば書くに不及也京都將軍諸大名へ御成の節進上の目録の古案の如し

一弓二張人に進じ候時の目録には弓二張とは書くべからず御弓一張と書きて次に又張替一張と書くべし二張の弓を引くと云ふ儀にて二張と書く事を嫌ふ也(二張の弓を引くとは敵に對して弓を引きたる者が心がはりして

へんちらしして
一へんにあま
らへん今も
三へん今世
五へん今世
なき事なり
やうにいくは
んも返しては
んもたたくは
り用事のこ
くはらし書
り出でたり一

康永四年七月廿七日

出羽權守親胤 判

やまら給ひし
事ありし故
状を書きて
人へつひさ
なりし事云
も意状の事
に

弘安禮節ニ云
ニ上ニ進上ニ
ニ上ナリ

請は古き物な
る故に歌にな
る事あるなり

一引付と云ふは何ぞ事有りたる時委細日記に書き留め置くを云ふなり後、其の日記にて先例を考ふるための書留なり引付とは帳に書き付るといふ事なり

一上所と云ふは状の宛所の人の名字の上に或は謹々上或は謹上或は進上と書く事なり進上伊勢守殿などの類なり進上は上也謹々上は中なり謹上は其の次なり進上は上輩に書く謹々上は等輩よりも少し敬ふなり謹上は等輩に書くなり下輩には上所無之貴人へは其の家人の方へ披露状にする故貴人へ奉るに貴人の名に上所書く事なし

一書令啓とある文體の事何にても一書書を以て申入る、時の義なりと云々當時何も一筆と相認むるも又一書とかくも同前の様に申す人も在之それは大に相替はる事なり(細川幽齋書札抄に如此いへり)

一筆と相認むる事はいそが敷に取あへず不申候て不叶事をいさ、か書付けて遣す此の一筆にて用の相調ふ事をいふなりおし立て遣す状にはしに一筆と相認むる事は無其詮之由申傳ると云々(細川幽齋書札抄に如此いへり)世上専ら急度したる状には必一筆令啓上候と書く事あやまり來れるなりそれに付きて一筆の眞行草令致仕などの上中下あり皆近代の定也書札の古案急度したる状に一筆令啓といふ文言會てなし鞍馬天狗と云ふ猿樂の謠に一筆令啓上候古歌にけふ見すばくやしからまし花盛り咲きも残らず散も始めず實に面白き歌の心たとへ音信なしとて木陰にてこそまつべきに云々是れ此の歌ばかりをたゞ一筆かきて送りたる心なり(幽齋の書れたるによく合ひたり)

一古き披露状の案文に此等の旨宜得御意候と云ふ詞あり御意とは向ふ方の奏者の意を云ふなり奏者か宜敷様にとりなしを申上るは奏者の意を此方へ得るなり(今世の人は人に逢ふ事を御意を得るといふによりて古状の文言を讀みて心得がたきなり又人のもとより贈物を得たるを贈給と歎被贈下と歎云ふべきを被懸御意といふもあやまりなり)

一今世當時の世俗の状の文言に我が自身の事に御の字を付くる事多し御無沙汰御無音御疎遠御迷惑御笑止などの類ひ皆我が事なり又奉存といふは貴人の身の上をおもひ奉る事なるに明日は花見に參上可仕奉存候など、云ふは花に對して奉るの詞も參上の詞も入らざる事なり今世上一統に如此正しからざる詞を以て通用すれば改めがたし道理をば知りおくべし道理を知りたればとて世俗のならばしにそむく事なかれ

一珍重之事釋氏要覽に云く珍重俗に云ふ安置なり但合掌俯首示教也云々宣胤卿記に云く永正十六年條中御門殿へ文書久不申通恐服候御勇健候哉珍重候恐々敬白云々此の頃はや如此かきしなり

一京都將軍時代武家の書札の禮は弘安禮節を本にして用ひたるなり狀の止所の詞弘安禮節に七段あり一に某頓首誠恐謹言(某ノ所ハ名乗をかくなり)二に某誠恐謹言三に某恐惶謹言四に恐惶謹言五に恐々謹言六に謹言七に之狀如件

一上文と云ふ事文の上書之事なりかけろふの日記(右大將道綱の母の日記なり)内侍のかむ(カミノノナリ)のもとよりとぶらひ給へる御かへしに心ほそくかきく、てうはふみににし山よりとかいたるをいかおほしけん(上下略)又うはがきとも云ひたり伊勢物語にうはがきにむさしあふみとかきてとあればうはがきといふ詞もふるし

一肩書下書といふ事有り玉章秘傳抄に云く肩書下書の事肩に細字に書く賞翫の事なり下書は進上謹上の下に書くを云ふ也(貞丈云く肩書トハ人々御中ノ肩ニ居所ヲ細字ニ書クヲ云フ是レ貴人へ奉る狀ノ禮也下書トハ進上

謹上ノ下ニ官名ヲ書クヲ云フ進上ハ上置謹上ハ下等ニ用之肩書下書如左)

二條殿

人々御中

たごへば如此二條は居所の名なり如此細字に居所を人々御中の肩に書くなり甚敬ふなり

進上 何官殿

進上は謹上より上りなり如此進上謹上の下に向の人の官名を書くを下書と云ふ

謹上 何官殿

一我返書の事を御報貴報など、脇に書く事我が事に御の字貴の字付くるはいかゞなれども昔より如此用來れる事なれば改むるに不及なり昔のまゝにて世上一統に隨ふべし(貞丈云く貴人などに奉る返書は右のごとく格法を改むべからず私には拜答謹答などもかくべき歟これは貞丈が私に云ふなり式正にあらず)

一或人問ひて云く掣引出物などに出し候刀のこしらへを一々目録に認め候時其の書き様の次第法式如何貞丈答へて云く古法無之候其の故は刀のこしらへ目貫ふちかしら其の外の具ども別々に取りはなして有之候は、若紛失の恐れも候故一ツく目録に書き候事も可有之歟太刀にても刀にてもこしらへの具取りはなしては無之其の太刀かたなに飜り付けて有之間紛失する事も無之物に候へば別に目録を作り書記に不及候故古代は物事大やうにて有之候今世之如く物事こまかにたち入り候様の事は無之候されば刀の拵具の目録書き様の古法は無之候一右筆の事雲州消息(一名明術往來)に云く右只今從大内一有召可參勤仍右筆非暇追可注申侍云々又今川了俊の書れし難太平記に今年中となりて以の外に中風氣ある間時々右筆不叶思の外の方に筆曲る間本よりの鳥の跡彌比與也云々右兩書に右筆とあるはみづから物書く事をいふなり人に申付けて書かしむるにあらず右筆とは右の手に筆を持つ事なり右筆とよむなり近世は書役の事を祐筆と云ふ祐筆と書くは非なり右筆と書くを正しとすべし又按するに東鑑に云く治承四年四月廿二日康清歸洛武衛(朝頼ナリ)遣委細御書被感仰康信之功大和判官邦道右筆被加御書御判又同六年五月十一日伏見冠者藤原廣綱始參武衛是右筆也とあり此のほか所々に右筆みえたり

一安堵と云ふは人に知行所を給はる時其の地所の名何方より何方まで田畠幾町幾段幾歩と限りを記したる書物なり安は置くなり堵は垣なり其の人の知行所の分何方より何方までと垣をしたる如く限りを記す故安堵と云ふなり俗語に心の落つきたる事を安堵したると云ふも右の安堵の證文を給はり其の所に居住をかまへ身の落ちつきたるが如くなり猿樂の鉢木と云ふ論に相違あらざる自筆の狀安堵に取りそへたびければと云ふは本領無相違被下と云ふ自筆の狀に右の安堵の證文を取添へて給りたるを云ふなり

一^マ下馬札の始詳ならず東鑑卷三十四に云く未剋若宮大路下々馬橋邊騒動同卷三十七に云く鎌倉中民不^レ靜資財難具運^ニ隠東西云々已被^レ固^ニ辻々^ニ澁谷一族等左親衛令警^ニ固中下馬橋^ニ同卷三十八に云く到^ニ若宮大路中下馬橋^ニ云々右下馬橋と云ふは其の所にて下馬する故の名なるべし其の所に下馬札を立てられし歟如何知れず下馬札立つる事は退^ニ凡下乘^ニの卒都婆にならひて立始めける事歟是れもたしかに定めがたし古事談に云く昔爲^ニ公家御所^ニ被^レ行^ニ八講^ニケル^ニ退^ニ凡下乘^ニの卒都婆ノ銘イカ^ニ書キタルト問ヒタリケレバ^ニ金輪聖王^ニ天長地久御願圓滿^ニト^レ書キタルト答ヘケレ云々(横川後法橋顯意阿闍梨之答也後鳥羽法皇御登山ノ時ノ事ナリ)つれ^レ草に云く退凡下乘の卒都婆外なるは下乘内なるは退凡なり云々(山の内に立るは退凡の目ざるしの卒都婆なり退凡とは是より内へ凡人を退けて入れぬなり山の下外に立るは乗りたる輿車より下る目しるしの卒都婆なりつれ^レ草の壽命院抄ニ西域記を引きて天竺國^ニ靈鷲山^ニにて釋迦如來說法の時この卒都婆を立てし由見えたり)下馬

札はもし此の退凡下乗の卒都婆を學びて立始めたる歎いつ頃より始りたるか詳ならず古より禁裏の御門外に下馬札立つる事無ければ國史舊記に下馬札の事みえず青蓮院殿に世々下馬札の筆法を傳へられしとかやみだりに書けば其の所にわざはひありと云ひ傳へたる事も有るにやかの筆法はいつ頃より何方に立てし古法を傳へられしやしらす

一世に通用する書狀の文言昔の詞を用ひては今世の風に合はず無禮の様に聞ゆる事ありまして漢土の書簡の詞を交へて書きたるは耳にもたち人によりてはよめもせず意得かぬる書もあり無禮にもなるなり今時學文ある人は如右なる事あり宜しからぬ事なり學文の友達などの間にてはそれにてよし世上表だち公儀むきの書札は世上一統の習はしに隨ふべしいらざる漢土風を用ふべからず人のほめぬ事なり又進上物の名も唐風の文字に叶はずとも此方にて昔より用ひ來り世につかひ習はしたる文字を用ふべし鮭を鱒魚と書き鱒を吳魚と書き鯉節を松魚肺と書き鰯を明哺と書くの類わろし漢土の文字に違ひたりとも此方の人に通じさへすればよし

一御下文は鎌倉紙に書く事紙類の部に記す

一公事文と云ふは公方事ボコトの用事の狀を云ふ（公事とは公方の用事なり公方とは今公儀と云ふに同じ今時靜論の訴訟を公事と云ふは非なり何にても公儀に取行はる、事は皆公事なり）

一勘合ケンカウとは將軍家より琉球高麗大唐此の三ヶ國へ御内書に御朱印をおされし事を勘合と申し候下々にわりふなご申様なる儀に候と貞丈雜記にみゆ

一狀を封するに糊を付くる事古よりありしなり清少納言が枕草子に云く遠き所より思ふ人の文を得てかたくふんじそくひなどはなちあくる心もとなし云々一條院に仕へし官女の書きし書にみゆされば久しきことなり

一押紙掛紙の事古書に押紙と有るは紙を切りて何にても書きて本書に糊にて張付けておくを云ふ掛紙とは常の狀にても文書にても巻きたる上を別の紙にて包むをいふ包紙なり表巻とも云ふなり

一裏書の事古書に裏書といふ事有り古書は鳥子紙の巻物に書く依りて表の本文にもれたる事或は勘物カンモノなどをば巻物の裏の方に書くをいふなり

一とぶらひ狀は（人死したる時人の方よりとぶらひ遣す狀なり今の悔狀なり）返事をせぬ法なり然れども返事する事も有り書札禮節に云くとぶらひの文も程遠き所には返事をするなり書終へて月日の下に判をばせずして判の通りに細字には、かりと計書くなり是第一の習なり云々

一目出度かしくと女の文留め様のこと京都將軍の頃までの古書古案等に見えずとめはあなかしこと書くなり條々聞書に云く女房文のとめやうとめ所は御心得候て申給へども又御心得候て申入れ候べし共候てあなかしこと留むべし又武雜書札篇に云く留所は御心得候て申給へどもまた御心得候て申入れ候へく候とも候てあなかしこととめ侍るべし又室町殿日記に云く色紙三十六枚繪様はれうかた御いそがせ有るべく候いさ、かゆだんあるまじく候かしくと云々古書に女の文のとめはあなかしこととめしなりめて度かしくと留むる事世の風俗になりしは御當代の事とおもはるなりかへつて男の狀には目出候の狀如件などあり（男の文に目出とあるは喜悅と云ふ意なるべし）

進物類之部

一七獻の引出物と云ふは初獻に馬二獻に太刀三獻に鎧又は腹卷四獻に弓征矢五獻に杏行腰六獻に刀（さやまきの事なり）七獻に小袖を進するを云ふなり

御内書に
御外書に
御朱印に
御朱紙に
御朱筆に
御朱筆に
御朱筆に
御朱筆に
御朱筆に
御朱筆に

一式の引出物と云ふは本式の引出物と云ふ事なりすなほ古の七獻の引出物を云ふなり略儀の時は饗應の獻數も少く三獻五獻にして引出物も獻數に隨ひて三品獻又は五品進するなり

一進物を紙に包む折形いにしへは城殿といふ職人のする業なり(今も京都に城殿といふ職人あり其の末流なり)庭訓往來に城殿扇とあり城殿が扇名物なりしなり城殿は色々のかざり物をする者にてありし故進物なども城殿に包ませけるなりそれをまねて手前にも包むなり板の物巻物などは唐包を賞翫する故此方にて上を包む事なし唐包とは唐土より包みて渡したるを云ふ唐包には板木にて文字を押し朱印青印などありもし唐包み損すれば此方にて包み直してつかはす事武雜記其の外の舊記にみえたり我家に傳へたる折形も少しばかりあり包結記に記す如し是等もかの城殿が包みし形なり

一進物にのしを添ふる事(のしとばかりいふは非なり古はのしあわびと云ふなり)古は太刀馬鎧鞍籠其の外すべて進物に熨蛇を添ふる事は無之さればのし包といふ物もなしのし蛇を進物に添ふるは後世のならばしなり當世にても太刀目錄などには熨蛇をそふる事なきは古風の残りたるなり我家に傳へたる熨蛇の包形は京都將軍家の庖丁人大草流の式三獻の時引渡しの膳にすうるのし蛇の包形なり今當世進物に必のし蛇を添ふる風俗なれば當家にても世のならばしにそむきかたき故のしあわびを進物にそふる時にはかの大草流の引きわたしの包形を借用ふるなり古は進物にのしあわび添へざる事古書を見て知るべし

一美物進上と舊記に有るは美物とは魚鳥の事なり
一進物を紙に包みて水引にて結ぶ事ひらき物をば諸わな(兩わなの事)丸き物はかたわなに結ぶなりかたわなはわなの方は左端の方は右になる様に結ぶべし武雜記にみえたり

一紙に包みたる進物は上書する事包様の事等は書札の部にしるす包形の事委しく包結記にしるす
一進物に荒物と云ふ事有り本式樽肴と云ふ時は肴は煮焼して折に入れて遣すなり然るに魚鳥を生にて遣すをあら物と云ふなり書札條々に云く樽肴の次第本式の樽は折十合又は五合御樽十荷又は五荷等なり又荒物と申し候は一種々々也或は鴈一白鳥一鯛一折共又は十廿共貝鮑一折樽等なり又云く御折御樽本式なり又あら物と云ふは美物一種に調へ候云々

一荒巻と云ふは簀巻の事なり(宣胤卿記に云く永正十六年正月十七日の條鯉荒巻に云く)
一今世上に魚を進物にするに篠の葉をかい敷にするなり篠の葉をかい敷にするは忌む事なり切腹する人に酒飯する時肴のかい敷にさ、の葉を用ふる故なり猶飲食の部見合はすべし

一進物はすべて詞のとなへ悪き事を遠慮すべし進物ならずとも常にも此の心得有るべし香を一たき三たきは人に送らぬ物なりと云ふ一たきは人焼と云ふに似たり三焼は身焼といふに似たり香の物三切をいむ事も功の者身切れと云ふに似たり矢を人に遣すに四筋六筋を忌む事四は死に似たり六は無に似たり無とは的に一ツもあたらぬを云ふ元服の祝に切符の矢を贈らす切るといふ事男の祝に忌むなり婚禮の祝に猿毛の馬に乗らす猿皮のうつほ付けすうみなしの鞍に乗らす海なしは無産と云ふに似たり秋二毛の行膝を用ひすあきると云ひ二たびといふ事を忌む故なりわたましたの祝に火性の馬遣さすすべて火の字付きたる物火の色に似たるものを忌む故赤き衣裝を着ざるなり右何れも舊記に見えたり

一魚類の進物に海の前河の後とて海魚は腹の方を人に向け川魚は背の方を人にむけて臺につむと云ふ説あり非なり舊記に其の沙汰なし何魚にても一ツの時は頭を主人の左へなし腹の方を御前へ向くるなり二ツの時は腹を

向ひ合せ三ツの時は同前にして一ツは背の方を外へなしてつむなり海川の差別はなき事なり（他家にては海川の差別あるよし申すなり當家に傳へたる室町殿の禮式には海川の差別無之差別無用之事なり）

一馬代之事書札大方に云く總別昔は馬代千疋にて候を一亂以後三百疋の事候今も國によりて千疋の事方も有之也云々一亂とは應仁年中の大亂を云ふ然れば東山殿御代應仁の亂以前は馬代とあれば千疋つ、遣しけるなり亂以後は三百疋になりたるなり是れは私にての事なるべし殿中へ馬代進上は有るべからず舊記にみえず私にても折節生馬の有合はざる時は馬代用ひしなるべし目錄に馬代書く事は書札の部に見合はすべし

一今時付臺とて黄金一枚銀子一枚など、書きたる包紙を臺にのりにてはり付けて金銀をば別に包みて遣す事有り古は付臺と云ふ事なし要脚何疋とて鳥目にて遣はしけるなり殿中にて鳥目など懸御目事はなかりし也付臺と云ふ物後世し出したる物なり（慶長の頃より大判小判小粒など出來たり古は錢ばかり通用したり）

一金らん緞子くつわ等を折に入れても進ずる事舊記に見えたり折とは檜の板にて折りわけて造りたる箱なり食物を入れる、折の作り様と同じ大小長短廣狹は物に依りて相應につくるなり

一進物の小袖一かさね二重の事小袖の部にしるし置くなり

一進物の小袖の下とづる事豊記抄に云く小袖をでの下とち候事數餘多候時の事に候御成之次第に云く御練貫五重袖のしたを、ち五重を又總をとち候てだんしを廣ふたにする其の上に練貫を置きて紙の切目御前になすべし云々（だんしをへざる時も同前なり）小袖の袖下をとづるに男女の替りあり男の方は片かき女の方は諸かきなりともふさを付くるなり女房故實條々に見えたり

一月に征矢をそへて進物にするには弓は重簾なり矢をば必腹にさすなり征矢計の時も腹にさすべし目錄の書き様書札の部に記す

一弦を進物にするには桶に入れて進ずるなり一桶と云ふは廿一筋なり桶は檜の木のわけ物なりふたはかぶせふたなりとちめは我方にして渡すなりふたの書付はふたを堅板にして弦廿一筋又は廿一條と書くべし字頭我方にして渡すなり

一馬を進上又は人に給はるに鞍置馬に裸馬を添へて進むるを引添と云ふなり鎌倉年中行事（正月五日御行初の條）に云く御馬一疋御鞍置きて又引添へて一匹は裸馬也云々又同書に云く（五月吉日泰山府君祭ノ條）御秘藏ノ御馬御鞍置被出之同引副合テ二疋云々源平盛衰記卷十四（三位入道入寺ノ條）に云く随分泌藏し給ひたりける小精毛と云ふ馬に具鞍置き遠山と云ふ馬引具し黒糸威の鎧甲皆具給ひてけり云々此の遠山は引添なり（是れは頼政の家臣渡邊瀧口といふ者に平の宗盛の給はりし馬なり盛衰記は鎌倉年中行事よりもはるか昔の書なり鞍置馬にはたが馬を引きそへて遣す事昔より有りし事なり）又盛衰記卷三十三（頼朝征夷將軍宣付康定關東下向ノ條）に云く厚絹二兩小袖十重長櫃に入れて傍に置く其の外宿所へ十三匹の馬を送る其の中に二疋は鞍を置き十一疋は裸馬也云々（是れ勅使への進物なり十一疋は引きそへなり）

一纏頭と云ふ事古き書に見えたり纏頭と書きてかしらにまどふとよむなり是れは下輩なる人に衣服をぬきてあたる事なり衣服を其の者の頭にうちかけてつかはす心にて纏頭すると云ふなり尤服にあらざる物もその心にて引出物の事を纏頭といふ事も有り上輩の人にも等輩の人にも纏頭とはいはず下輩の者にいふなり

一物一種にても目錄を添ふべき事書札の部に記す

今用大草子に
云く御馬進上
るには鞍置馬
一疋引副と號
すなり具鞍と
は背負ひたり
入れたる鞍な
り

源氏物語わかなの巻上に上達部のろくなど大體になすらへてみこたちにはことに女のさうそく非參議の四位ま
うちきんだちなごたの殿上人にはしろさほそなが一重こしざしなごまでつきにたまふ云々抄に腰差なり
正絹なり巻きながら腰にさすなり○清少納言枕草子に(雪の山作りし條に)みやづかさめしてきぬ二ゆひとら
せてえんになげ出づるを一つづ、とりによりてをがみつ、こしにさしてみなまかんでぬ○左經記に云く(寛仁
元年十一月ノ條)廿八日壬戌或人云夜部攝政殿令參大殿給(于時御座一條殿)令申太政大臣宣旨給之後
有牽出物御隨身等賜腰指云々又(寛仁二年三月ノ條)一日甲午參大殿内御書始可有尙侍殿之由(中略)
小舍人於便所觀盃之後腰挾(絹二疋)○兵範記に云く仁平二年十一月十五日乙巳天晴三位中將殿令申御慶
賀於所々給(中略)此間隨身賜腰差(府生二疋番長二人元近衛四人等各一疋亮行之廳官分給之)○こしざ
しのさしは挾の字をよしとす)

源氏物語わかなの巻上に上達部のろくなど大體になすらへてみこたちにはことに女のさうそく非參議の四位ま
うちきんだちなごたの殿上人にはしろさほそなが一重こしざしなごまでつきにたまふ云々抄に腰差なり
正絹なり巻きながら腰にさすなり○清少納言枕草子に(雪の山作りし條に)みやづかさめしてきぬ二ゆひとら
せてえんになげ出づるを一つづ、とりによりてをがみつ、こしにさしてみなまかんでぬ○左經記に云く(寛仁
元年十一月ノ條)廿八日壬戌或人云夜部攝政殿令參大殿給(于時御座一條殿)令申太政大臣宣旨給之後
有牽出物御隨身等賜腰指云々又(寛仁二年三月ノ條)一日甲午參大殿内御書始可有尙侍殿之由(中略)
小舍人於便所觀盃之後腰挾(絹二疋)○兵範記に云く仁平二年十一月十五日乙巳天晴三位中將殿令申御慶
賀於所々給(中略)此間隨身賜腰差(府生二疋番長二人元近衛四人等各一疋亮行之廳官分給之)○こしざ
しのさしは挾の字をよしとす)

一太刀と馬を進上する事は東鑑に毎年正月の晩飯に其の日晩飯を獻する人太刀馬杏行藤等進上の事巻々に見え
たり此の事鎌倉の代より猶昔よりありし事なるべし又武家にのみ此の事あるに非ず公家にもあり増鏡巻の五
(文永四年九月の條)その年なが月の頃左のおとゞ(近衛殿)の日野山莊へ一院新院大宮の院御幸あり世になき
きよらをつくさるしろかねかねの御さらども螺鈿の御臺うち敷めなれぬほどの事どもなり院の御分御小直衣
替具夜の御ふすま白御太刀御馬二疋からあや魚綾などにて二階つくられて御双紙箱御硯は世々をへておもきた
からの石なり

一紅白水引にて包物を結ふ事紅白の色左右定なし然れども結ばざる以前に白を左にし紅を右にすべし白は五色
の本なり左は陽にて貴き方なれば白を左になすべし

一折紙(注文の事なり)に酒の銘を書く事文明日々記(十三年二月二十七日)に云く御方御所に能有貴殿を御
進上御折紙御自筆御折三合(六寸六角)雉五緞生成一折緞一御極五荷(二ヶあま野三ヶ百濟寺)以上云々
一干鯛進物の事古來よりありし事也然れども干鯛箱に入られし事は如何ありしや宣胤卿記に云く(文明十二年
八朔)進物左衛門三郎干鯛五枚又長享二年八朔到來干鯛三左衛門三郎云々(此の外所々にみえたり)されば干
鯛何枚とて進物にせしなり箱に入れし物ならば干鯛幾箱とか有之何枚とあれば箱には入れざるなり又細川玄旨
書札抄にも進上何々と有之て干鯛百とみえたり

一聲引出之事古代より此の稱あり江家次第に云く婿取次第聲公來(中略)遣曳出物馬二匹并送物云々又源平
盛衰記に云く六條判官爲義之女を熊野別當教眞に嫁せし時源氏重代の吼丸を聲引出物として教眞に贈りし事み
えたり

貞丈雜記卷之九終

文明日々記
七年七月十六日
上干鯛一折紙
一折紙
又永正十五年
四月十三日中
納言四條幸相
也百正御一荷
同千御五荷
五千

貞丈雜記卷之十

弓矢之部

此の部には弓矢の事はかり記すえがらゆがけなど
の類は武具之部に記す又此の部にもあり可見合

唐詩鼓吹卷五
皮日休日本二
上人送詩ニ
ルチ送ル詩ニ
貝多羅樹上經文
動ト云フ句ア
多其ノ註ニ員
長七尺冬不
尺ト云ヘル註
出處オボツカ
ナ

一弓をたらしと云ふ事萬葉集の歌に御執の梓の弓とよみたり御執と書きてみとらしとよむなり手にとる物なる故とらしと云ふなりとらしはとると云ふことなり古はとらしといひしを後にはたらしと云ふなりとトたト五音通する故なり又古は執の字を用ひてとらしとよみたるを後には多羅枝と書きかへたり後成恩寺殿兼其公のあらはし給ひし公事根源と云ふ書に弓を御たらしと云ふ事天竺の貝多羅葉はその長さ七尺五寸なり弓の長さも同じ事なる故これ多羅枝と申すにやとあり此の説あやまりなり翻譯名義集と云ふ書あり天竺の事を書きたる書なり其の書に貝多羅樹といふ木は椶櫚の如くにて直にして高し長八十九尺花は粟の如しある人の云く一多羅樹と云ふは高さ七尺を云ふ一尺とは七尺を云ふなれば七尺は四十九尺なりとありて七尺五寸と云ふ事はみえず多羅樹の事を弓の事に取合せていふは本は出家のいひ出だしたる事なるべしとひいかなる舊記にあるともかやうの事は用ひがたし

一弓矢を調度と云ふ事調度とは道具の事なり弓矢は武家の第一之道具なる故弓矢を調度といふなり後世に及びて近代鎗を兵具の第一とし一番鎗を高名とするによりて鎗の事を道具と云ふに同じ心なり調度懸の役と云ふも弓矢を持つ役なり此の事は役名の部に記す

一矢をてうづともてうじとも云ふ犬追物の書に公方様御犬被遊時御矢の事を御てうづとも御てうじとも云ふ事みえたりてうづと云ふも調度なりとトトト五音通するなりてうじと云ふはてうづと云ふ詞のかたことなり調度

と云ふは弓矢の總名なれども貴人の御弓矢をわけて云ふ時は弓を御たらしといひ矢を御てうづと云ふ事古の風俗なり

一矢にかばはぎと云ふはまゆみの木のあまかはにてはぐを云ふなり櫻の木皮にてはぐはあやまりなり此の事書札雜聞書にみえたり櫻の木にあま皮にて羽の上下を巻くなり

一矢の根にけんじりと云ふ物あり根の先を劔の如く三角にしたるなり書札雜聞書に云くけんしりをけんさきと申すべき由貴殿被仰候云々貴殿とは伊勢守をさしていふ

一征矢にかりまたはさ、ぬなりおひそやの事なりと書札雜聞書に見えたりおひそやとはえびらにさす征矢なり(私に云くかぶら矢にすげてはかりまたもさすなり)

一十六矢にとがり矢をばさ、ぬなり廿五矢の時はさすなり廿五の内をニツ取りのけてとがり矢をさし添へて廿五たるべしと書札雜聞書に有り是れはえびらにさす矢の事なり(とがり矢一名わたくりと云ふ)

一矢を糸はぎにするにうらはぎは左よりの糸本はぎは右よりの糸にてはぐなり小笠原流并に多賀豊後守は此のはぎ様秘事と云へり挾物之記に見えたり

一墓目の木は朴の木本なり桐の木は略なり輕き故に用ふるなり

一墓目の長サは大方四寸なり然れども弓の強きは大小墓目を用ふるなり丸みのふときは長さに随ふべしとへは長サ四寸ならば目の上のふとき所四寸まはりなり上の方よりふとき所までし、を付け

て少し丸みある様にする也目の數は半にするなり三つ五つなり目とはあなの事なり委細こしらへ様は射手具足秘傳にあり

夫木抄に六帖
區民部爲家
の寄はさる
のやばさる
花の心みなる
わが心みなる
の古歌カハハ
まくと云ふに
よりてカハハ
けたりカハハ
タラのカハハ
らまくにはわ
らす

貞丈云く四寸
細し五寸マハ
の寸に一寸増
五寸ならはふ
ささ六寸マハ
東に用ひし
の字に用ひし
秘傳にあり

眞の字を用ふ
曾假り字也挽
目と書きたる
書しあり

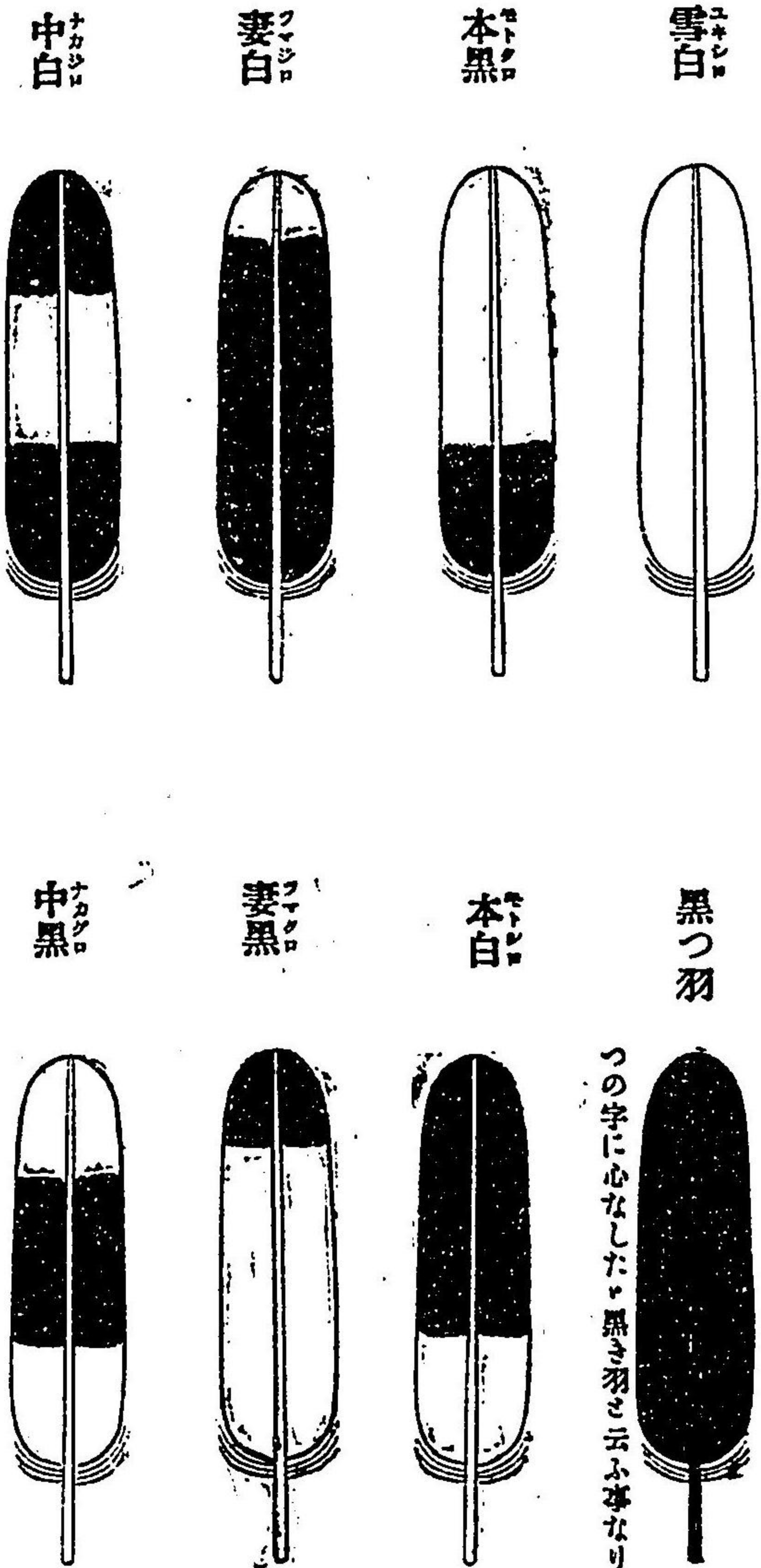
一舊記には葦目とも引目とも書きたり貞衡云くひきめとはひゞき目と云ふ事なり目に風入りてひゞく故なりひ
 びきめと云ふ事を略してひきめと云ふなり云々しからは響目とかく事本字なれどもひきめと云ふ詞に隨ひて葦
 目とも引目とも字を付けたるなり葦の字引の字にはいはれも子細もなきなり一説に葦目の飛ぶ音葦のなく聲に
 似たる故如此名つくるともいふ又葦の目は夜よく物をみる物なり葦目にては夜魔生の物を射る故如此名付くる
 など、云ふは葦の字に付きて様々に説を作り出したる物なり葦目は元來魔生の物を射る爲に作りたるにはあら
 ずすべて射る向の物に疵をつけず射べき爲に木にて作りたるなりされども大なる物にて重きゆゑ中をくりぬき
 空にして所々に目を開けてかくくしたる物なり葦目を射れど目より風入りて音ある故そのひゞきにおどろき狐
 狸の類もおそる、なり葦目にては犬追物笠懸を射るなり葦目の目と云ふはあなの事なり
 一とがり矢に似たる矢をわたくりと云ふ事は
 とがり矢の形兩方にさかさまにひげ有り
 如此なる形なる故人の胸に射こみたるを引きぬけばさかさまなるひげにはらわたをひきかけてくり出すといふ
 心なりわたは腸の字なり（綿の字を用ふるはあし）
 一葦目を赤うるしにぬると云ふは朱うるしの事にてはなしうるしに繪の具をませすうるし計にてぬればおのづ
 から赤黒くなるをいふなり今ためぬりなど、いふ色のごとし武雜記に赤うるしの鞍とあるは是れ朱うるしの事
 を云ふなり一やうに心得べからず
 一矢の羽に眞羽と云ふはわしの羽の事なりわしに大鳥あり小鳥あり大鳥は鷲の字なり小鳥は鶯の字也總名を鷲
 といふ矢の羽には尾を用ふるなり用書記に云く大鳥羽は十四枚小鳥羽は十二枚也云々是れ尾の羽數の事なり又



トカリ矢ノ形也トカリ
矢ハ別也下ニ圖アリ

いそわしといふは海邊にすむわしなり眞羽に石打切符妻黒中黒本黒黒つ羽雪白中白うすべを（うすべうともい
 ふ）かすは等の品有り石打と云ふは符の色にはあらず是れは鷹の尾の名より出でたる事なり鷹の尾をひろげて
 左右ともに端の方より第一の羽を小石打と云ひ第二の羽を大石打と云ふわしの羽も是れに同じ石打の征矢と云
 ふは此の羽にてはきたる征矢の事なり此の羽は石打と云ふに依て打つと云ふ詞は軍陣にはよろしき名なる故大
 將の矢を石打にてはぐなり切符以下は符の色を云ふ也又切符などの符の字は本は文の字なり文は羽のもやう
 のさま／＼あるを云ふなり符の字はよろしからず羽の圖左にしるす

眞の字を用ふ
曾假り字也挽
目と書きたる
書しあり



ぶらそう／＼
りけるやな
に九ツさした
る野矢一腰云
東鑑卷四に云
く野矢一腰に
〇野矢一腰に
見えたり

時射る矢なる故野矢と云ふ野矢は鹿籠（一名ハ狩籠）にさす矢也東鑑卷三十二に云く京兆被_レ献_二野矢行騰等_一又同卷嘉禎四年二月七日將軍賴經公入洛行列之中次御乘替二人トアリテ其下ノ駐ニ童野箭候_二御與右_一童野箭候_二御與左_一又同卷十一のや一こしトアリ又同卷二十二將軍御出隨兵候_二先陣_一六位十二人（著水千負_二野矢_一）在_二御與前_一同卷二十七義村献_二御引出物_一其中ニ御野矢弓とあり野矢は行列の時にも負ひ引出物にも献するなり同卷三十四に仁治二年十一月四日爲_二武藏野水田開發御方違_一渡_二御千秋田城介義景鶴見別莊_一（中畧）宿老帶_二野矢_一若輩爲_二征矢_一云々〇征矢は逆類籠黒塗籠盛_二野矢_一は狩籠（一名鹿籠ト云フ）に盛りて負ひしなるべし籠も野矢と征矢と差別ある事なり又東鑑卷四十に云く前後供奉人皆着_二直垂_一帶_二弓箭_一而歳四十以後人々皆負_二征矢_一四十未滿之輩帶_二野箭_一云々

一野矢の羽のはぎやうの事小笠原兵庫助長秀記に云く御狩場の御供之騎馬六騎成るべし出立は水干行騰にて脊をはさし、やなくひの尻籠を負ひて上矢には四目をさすべし羽はこりはきなり弓はおもひ／＼に持つ也云々羽はこりはきなりとは野矢のはぎやうを云ふなりこりはぎとは羽の端を妨らすして生れのまゝにて置く事なり征矢の羽は羽の端を妨るなり又征矢は眞羽を本とす野矢は何羽にても用之征矢はこしらへ様法式あり（高忠聞書等に有之）野矢は法式無之是れ野矢と征矢の差別也（四目のこしらへやうも高忠聞書にあり四目の羽は端を妨るなりこりはぎにあらす）野矢の事を鹿矢とも云ふなり狩に用ふる故也（曾我物語にし、矢見えたり）日本紀敏達天皇紀に獵箭し、やとよむ獵に射る矢なり野矢の事なり

一八張弓と云ふ事は神代の四弓と云ふ事を學びて定めたる事なるべし神代の四弓と云ふは大日靈尊の持ち給ひし弓を坐陣弓と云ひ高皇靈產尊の天稚彦に賜りし弓を發向弓と云ひ瓊々杵尊の天降り給ふ時供奉の諸神の持ち給ひし弓を護持弓と云ひ彦火々出見尊の持ち給ひし弓を治世弓と云ふよし神道家の説なりされども日本紀舊事記古事記などと云ふ上古の神書に座陣弓發陣弓護持弓治世弓などと云ふ名は見えず後に名付けたる名なり此の神代の四弓の名を學びて八張弓の名を作りたるなるべし三儀一統の首寶檢の作法を記したる箇條に弓は太平弓にこしらへべしとあり是を以て考れば足利殿の御代にはもはや八張弓の名ありしなりされども世にあまねく用ひざりしにや三儀一統の外は其の時代の書に入張弓の名は見えずしげ籐本しげ籐ぬり弓白木ぞは白木村ごき二所籐つ、弓などと云ふ名は見えたれども太平弓蛇形弓羅形弓相位弓四足弓陰陽弓福藏弓世平弓等の八張の名は見えざるなり又流儀によりては八張弓の名も違ひたり本は小笠原家にて定めし事にてそれよりして外の家々にも少しづ、籐の數等をも名をも替へて某の流は如此と流儀を立てたる物なるべし小笠原家は足利殿の御代にも弓馬の御當流といひたる事なれば小笠原の説を本とすべし又外に一張弓と云ふ物あり常の弓の形にあらず兩頭の蛇の形にかたざるなどと云ひ外國の弓に似たる形を作りにぎりより上三十六所籐を巻きて不動明王の三十六童子又三十六禽にかたざりにぎり下二十八所籐を巻きて二十八宿にかたざり又は法華經の二十八品にかたざるとも云ふ説ありいぶかしき物にて用ひがたし其の外九張弓十張弓などとさま／＼の名を付けたる物あり何れも古書には見えざる弓の名もにて甚いぶかし後人の作意にて作り出したる物ども也

一葦目一腰といふは四つの事なり是れは犬追物の時の事なり古は四つ腰にさして出でたる故なり後には三つ腰にさし一つは手に持ちて出づるなり然るに葦目一つの事を一腰といふ人ありあやまりなり一つ二つと云ふべし一束と云ふは二十の事なり（廿一廿二以上ハ廿一廿二など、云ふなり）

一そば白木の弓と云ふは弓馬故實に云はく竹を赤くもまたは黒くもぬりて木を白くして置くを云ふ是れも的弓

軍陣間書に云く式の弓の弦は巻弦也なるなり巻弦は常の弦の如く麻にて太刀のつちまきつるをせきつるをまふ又一方へそく事もありそく事もありそく事もありそく事もあり

盛衰記卷十一 静寂入道下 答ノ條ヨ上ノ 答ノ條ヨ上ノ 答ノ條ヨ上ノ

ノ字ハズトヨム字ナリ板本ノ盛衰記ニカクナリ付ケタルハ後人ノ所爲ナリ假名ノ付多シ用アルニ足ラズ

上古ノ弓ハ竹ヲ合セズ皆丸木ヲ削リテ作リタルナリ

一ぬりこめ籐と云ふは籐を上より下迄すき間なく巻つめて籐の上をうるしにてぬりこめたるなり(上下のかぶら籐と矢すり籐の間五分程置きて巻くなり)是れも上下のかぶら籐と矢すり籐をばぬらす白くしておくなり三所籐なりせき弦を用ふ(ぬりこめ籐はせんだん巻にせずかぶら籐をたゞ巻くなり)

一ぬり弦とせき弦とは別なりぬりつるは常の弦をそのまゝうるしにて黒くぬるなり是れは常の騎馬の時のぬり弓にかけるなりせきつると云ふは弦にくすねを引きて絹糸にて巻きて柿しぶを引きて其上をうるしにてぬるなりしめのせきつると云ふは射しめたる弦をせきつるにしたるなりのみちみなくてよきなり射しめたるならではせくまじきなりと挾物記にあり射しめたるは射ならしたると云ふ事なりせき弦は軍陣に用ふるなり

一弓に一ちから二ちからと云ふ事物數の部にしらす
一弓に一ふくら二ふくらと云ふ事是れも物數の部に注す

一つく弓の事弓に矢をつがふ時矢の當る所に打釘を打ちてそれに矢をかけて射るに矢こぼれせぬ爲にしたる物也太平記の中にもこゝかしこに有り軍中急用の爲なり小笠原家八張弓の内つく弓あり福藏弓と名付けて軍陣に用ふべき弓なりといへり保元物語に鎮西八郎爲朝五人張の弓七尺五寸にて銃うつたるとあり(此の銃は銀とも鐵ともなし)又太平記に大塔宮二所籐の弓銀の銃打つたるを十文字に振り給ふ又同記に銀の銃打つたる弓の普通の弓四五人はり合せたるほどなるを左の肩に打ちかけ〇又同書に銀のつく打つたる弓のそり高なるを帆柱にあて、きり〜とおしはりとあり以上皆打釘を打つたるを云ふなり又一説に弓の弭の事をつくとも云ふなり源平盛衰記に上下の弭に角入れたる重籐の弓持ちたりけるとあるはうらははず本はずを象牙などにてこしらへたるを云ふなり是れは打釘の事にはあらず弭の事なり(弭ノ字ツクト假名ヲ付ケテアルハ非ナリ)或人の説に太平

記に銀のつくとあるは公家方にて近衛の官人の持つ弓の如く銀を以てうらははず本はずをはりたるなりといへり

此の説非なり銀の銃打つたと云ふ打の字に心を付けてみるべし打つと云ふ詞にて打釘の事を知るべし又弭の事を銃といふ事古書に曾て見えざる事なり(印板の盛衰記に上下の弭と云ふ弭ノ字にツクとかなを付けたるは大に非なり)銀の銃うちたるとあるからは打釘うつ事まされなし(光大曰く此の説いかゞ追て可注)

一神代の弓矢天鹿兒弓又天迦古弓天樞弓天羽々弓又天羽々矢天之加久矢などと云ふ名あり神道家の説まち〜にて一定の説なし神代の事は知れぬはづなり皆推量の説共にてあれば用ひ難し知れぬ事は其の儘にて置くべし一古歌によめる弓は梓弓檜弓楓弓柘弓柘弓など、云ふ名あり弓に作りたる木の名を以て云ふなり別に色々の諸説あれども皆推量の説なり用ひがたし上古の弓は竹を用ひざるなり

一弓に辻と云ふ事外竹にても内竹にても一方のふし間に二つ有るを云ふ嫌ふ事なりと弓馬秘説に見えたり是れはたとへば外竹のふしあひに内竹はふし二つあるを云ふ思む事なり常の弓は外竹のふし間に内竹のふし一つ、あるなり

一十張弓とて重籐に色々の名を付たる重籐を十張繪圖にしたる書あり近代の作なり用ひがたし古書にみえざる名どもありかやうの事にまよふ事なかれ

一せき弦の事挾物の記日置流法要録抄の(何れも足利殿時代の書なり)おもひきは弦を糸にて巻きうるしにてぬる事をせくと云ふなりしめのせきつるの事前にするごとし又古伊勢國關といふ所にて作り出す弦を關弦といひ坂の下といふ所にて作り出す弦を坂弦といひたる事あり北畠教具卿の記一條兼良公の尺素往來などにみえたり是等は名物なるゆる其所の名をそへて云ふなり關といふ所にて作りし弦にも白弦もあるべしせきたる弦も

右何れも木にて作る

一きぼうの圖

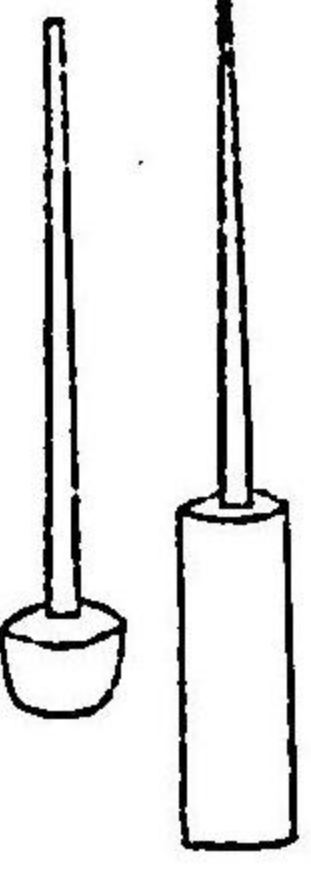


或既にきぼうは木にて作るゆゑ木録さ書くさ云ふはわやまりなり尤木にて作るれども本は鐵なり

先ハ平ナリ長短ハ弓ノカニヨルベシ又フトサ弓ニヨルベシ

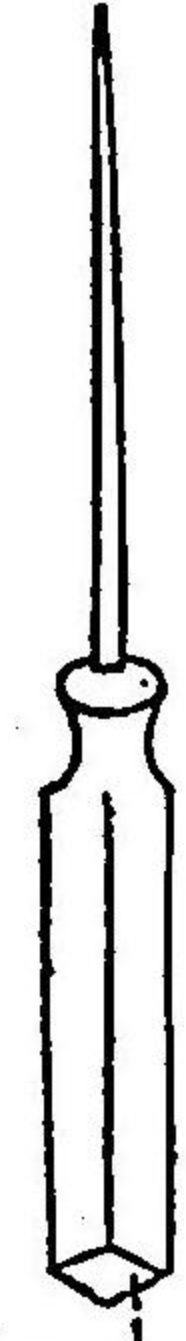
民部が許へ使者を遣し今朝矢負の夫河原より落失せて著陣せず候間木棒を少し合力候へと申しける云々きぼうは木の棒の如く丸くしてさきを平に切りたる物にて甲冑などに透らす透らぬ故あたる勢つよくして敵を射倒すなり木にて作りたる物は鐵の木棒を略したる物なり

一つのきと云ふは角のさわりと云ふ事なり角にてきわりを作るなり筥にさしこむ所のなかとは竹を削りて角の中へさしこみ筥にしさしこむなり今まきわら矢をつのきと云ふは木わりの形に似たる故なり大小のちがひなるべし木わりは大にして堅木にて作るなり



まきわら矢如此形なりつのきとは別なり

びやうね吉部秘訓ト云フ書ニ見エタル的矢ノ平題此ノ形ナル物ナリ



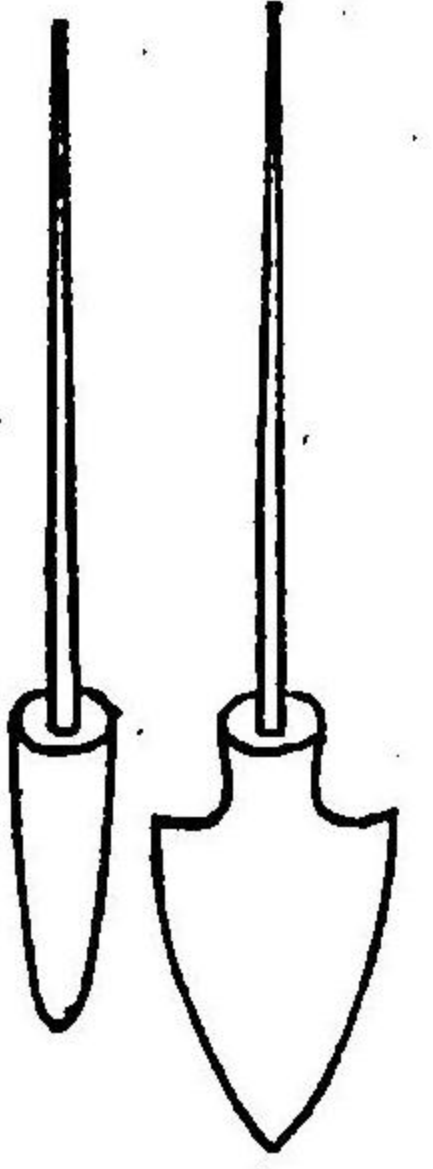
サキ四角ニテタロフナリちやうかく

ひやうねも鐵にて作る是れも神頭などの代りに用ふるなり

ちやうかくは定角と書くなり是れも鐵にて四角に作るなり四目神頭などの代に射るなりきぼうの類なり

一書札雜々聞書に小者にこしとをば廿も三十も又十もさすべししめなごもさしそへさすべし歸陣へはしん

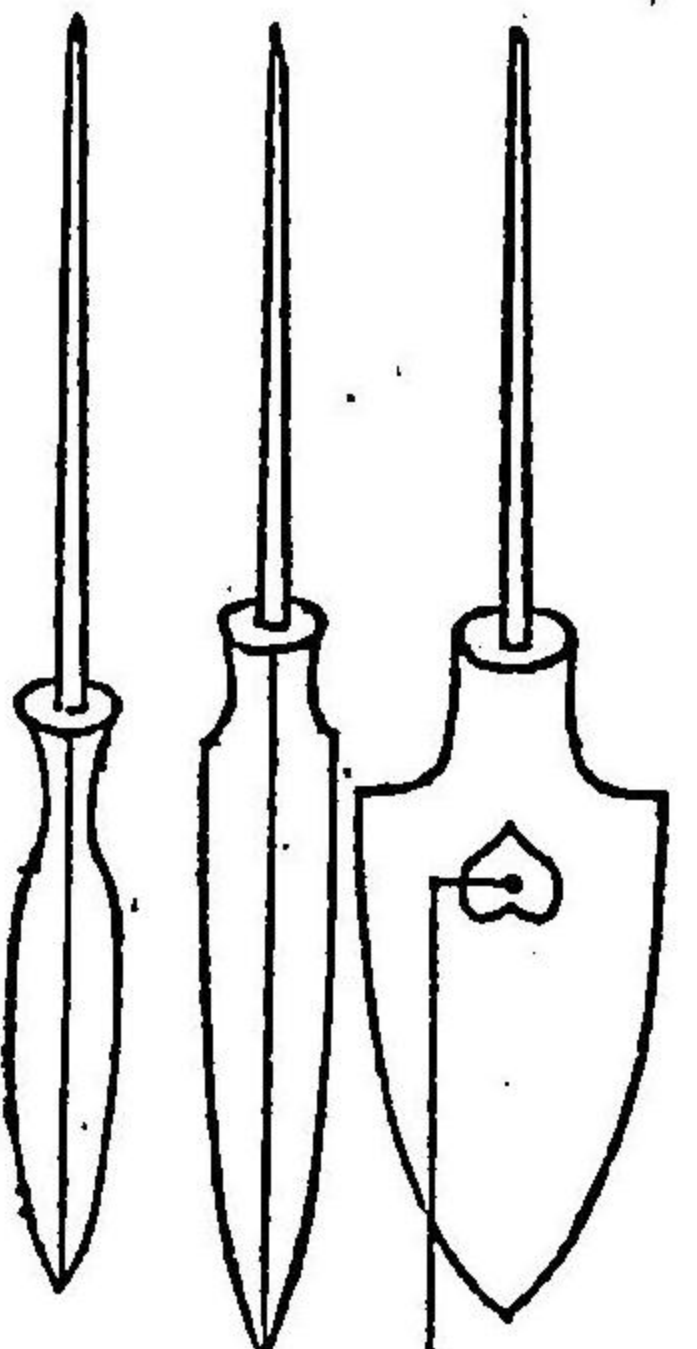
ごうをばさすまじきなりちやうのうなごはさすべきなりとあり此のちやうのうと云ふはしやうの尾と云ふ事本なり泥飴の尾と云ふ事也と鐵鋒圖彙に見えたり繪圖も有り左に記す



大小あり平根

じやうのう

貞丈云くしやうのうは丸くして木棒の類なり平き物にあらず刃のあるものにあらず鐵なり



平根

こゝに櫻の花をすかしたるもあり越前のかうら櫻と云ふまきの葉

やなぎ葉

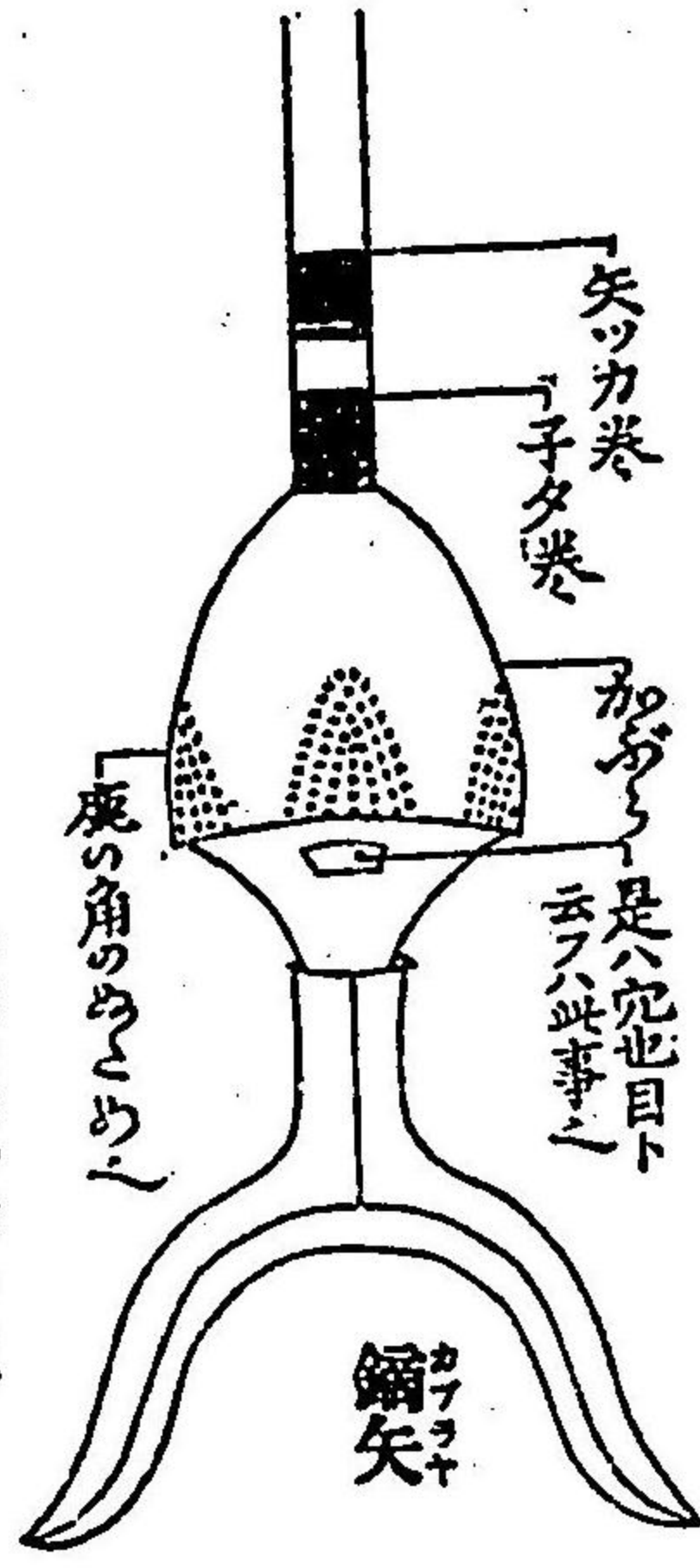
劔尻 けんさきと云ふ事本なり

腸線

トガリ矢

雁股

かりまたなふらにすけたるをばかりまたさはいはすかふらと云ふ又かりまたなふらにすけたるをばかりまたさはいはすかふらと云ふなりまたさはいはすかふらと云ふは先かふら矢を射てやかりまたな射る事を云ふなりと射手具足秘傳にみえたり



銅矢

わためのかぶらにかりまたなすけたるなり

夫木抄民部卿
爲家おひわれ
ては野矢にさす
らふつのかぶ
くぞはや成り
にける

一かぶらは鹿角にても又あらめの根かぶにても作るなり猪の目三方にささむなり流鏑馬など射るにはかりまた
をすげざるなりかぶら計にて射るなり（朴の木のかぶらはやぶさめに射るなり）
一右に記す矢ども其の根によりてはすのしかた羽の定り筥の品それ／＼に故實ありみだりに作るべからず射手
具足秘傳に委細見えたり

一かばをまくと云ふ事舊記にあり是れは弓に籐を巻き矢をはぐに糸を巻き笛などの類にも糸を巻き又は紙を細
くたちて巻く事などを昔はすてかはを巻くといひしなりかばとは樺の字なりかばざくらの事なり（ひざくら
とも云ふ）かば櫻の皮の如く巻くといふ心なり外の木の皮は堅に皮のきめ有りて皮をはぐにもたてにむくれる
なりさくらの木の皮は横にきめ有りて皮をはぐにも横にむくれるなりさくらの木の皮のやうに横に巻く事をか
はをまくと云ふなりさくらの皮を取りてそれにて巻く事にはならず（矢のかば、き前に記す）

一犬射がら笠懸がらかりまたがらなど、云ふ事からとは矢がらの事なりすなはち筥の事なり矢にする竹を云ふ
なり

一弓矢を初め兵具の故實に佛法の説ある事武具の部に記す

一おひ征矢とは箆にさす征矢の事なりの出張記に云くうつばをばつくと申すべしおふとは不申候云々箆はお
ふと云ひうつばは付くると云ふうつばにも征矢をさす故それにもまされぬ爲に箆にさすをばおひそやと云ふなり
書札雜々聞書に征矢にはかりまたはさ、ぬなりおひそやの事なり云々箆にもかりまたをさせどもかぶらにすげ
てさすなり其の時はかりまたとはいはずかぶら矢と云ふなりかぶらにすげすしてかりまたばかりは箆にさ、ぬな
りうつばにはさす是れ故實なり又おひそやの時はおつとりのふしをそろへうつばの身の時は（うつばの身とは

うつばにさすそやの事なり）すげふしを揃ふるなり弓馬故實に見えたり

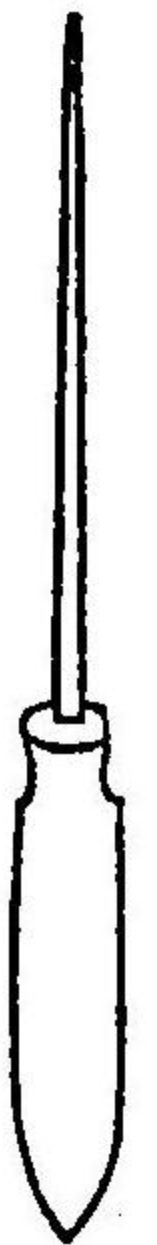
一うつばに矢のさし様の圖は書札雜々聞書にあり

一ゑびらに矢のさし様の圖は狩詞記にあり

念ノ物トハ執
念チカケテ必
射トルヘシト
思フ也

一まちをこぶしにひきかくると云ふ詞あり射手の詞なり日置流射的書の歌に「念のものまちをこぶしに引きか
けて他念なきこそあたりもやせんとあり此の歌の心弓構を正し的を我物にしてまちをこぶしに引きかけて他念
なくねらひすまして射ばあたる事も有るべしとなりまちの事参考保元物語に鎮西八郎爲朝の矢の事を記したる
所に矢の根は楯破鳥舌にもあらずのみのごとくなるものをささばそに厚さ五分廣さ一寸長さ八寸にうたせま
きはをば箆にすりきせとありまちは矢の根の本の方矢からの切口を云ふなり岡本記にのをたち候所をばま
ちと申すなりと見えたりのをたち候とは箆を切る事なり（岡本記ハ天文十三年岡本美濃守縁侍ノ記ナリ）まちは
云ふ字に禪の字を用ふれどもあやまり成るべし矢の根を待ちうくる心にてまちと云ふ成るべし待の字を用ふべ
き歟

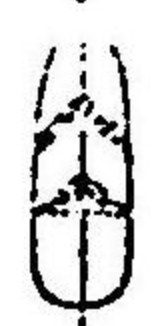
一丸根と云ふ矢じりは楨の葉のごとくにして中にしのきを立てすして少し丸みを付くるなりカイシノギの如し
細川玄旨弓馬聞書に云く丸根は今人のヤウシガタト申す根なりと見ゆ伊勢常眞記に云く根は丸根或はヤウシ形
などなり云々射手具足秘傳に云く征矢の根は丸根本なり家中竹馬記に云くウツボニ矢サスハ征矢ヲサス拭箆ハ
略儀ナリ根ハ丸根楊枝形ナリ劔尻モ空穂ニサスニ不苦云々

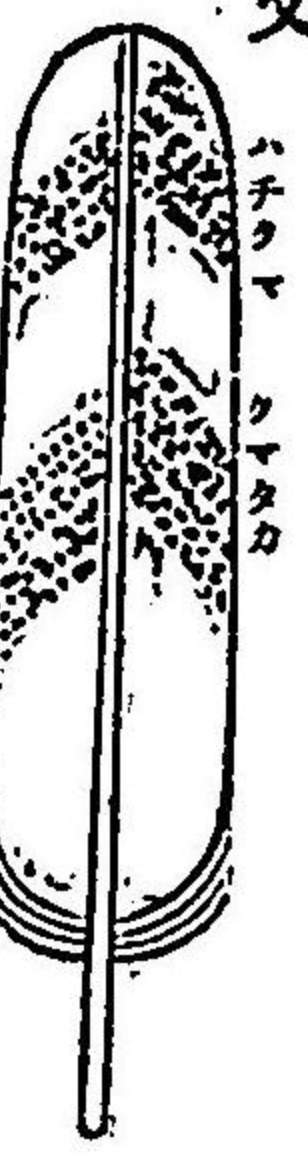


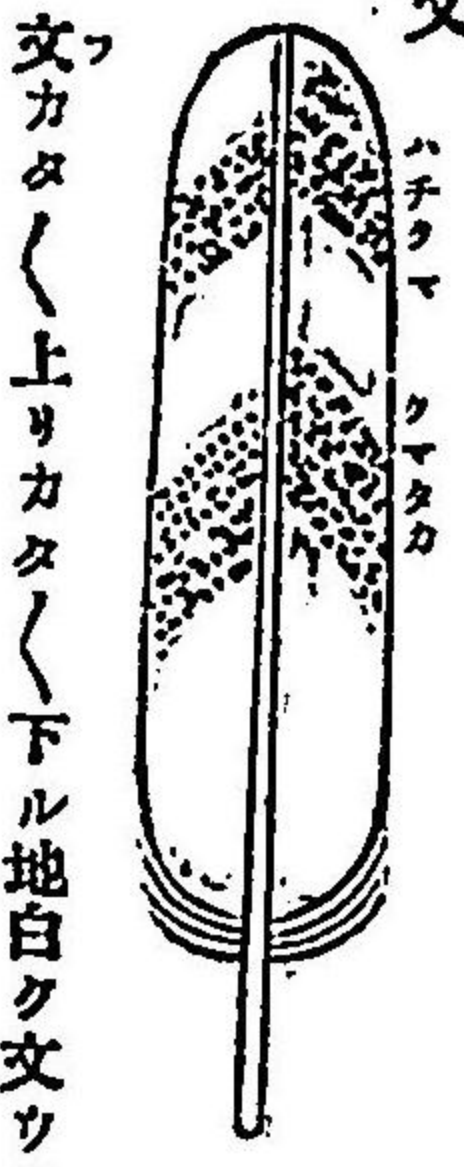
丸根

一鳥の舌と云ふ根も柳葉のごとし鳥の舌の形なり中にしのぎをたて、柳葉の類なり丸根よりは平きなり

光云くさる
人云くさる
は山岡明
説なり其
季草にあり
學草にあり
なり名高き
和

文を人の形にして目鼻耳口頭の形などを繪がきたるは妄作なるべし舞樂に安麻と云ふ舞あり其の舞の面に紙に
▲ 如此の形を書きて顔にあて、舞ふなりあまの面の羽と云ふは安麻の舞の面のごとく  如此の文あ
るを云ふなるべしといへり此の説誠にさもあるべく思はる、なり右のごとくなる羽の文はあるまじき物にもあ
らず右の説も推量の説とはいひながらおもしろき考なり依之左に安麻の舞の圖をうつし置くなり後日におもひ
あはする事もあるべし（舞人の顔にかくる假面を何のおもてといふなり）

貞丈按ずるに海人と云ふは魚をさる事を業とす
る者なり海人の顔も外の業をする者の顔も耳目
鼻口違ふ事なく同じ面なりされば羽の文にあま
の面といふは海人の面といふ事にはあらず安麻
の舞の面といふ事疑なし面とは假面の事なり
一八文字文 



ハチモツツ
ハチモツツ
文カタく上リカタく下ル地白ク文ウズツミ

蛭川親與此ノ羽ヲ見シ由談之是レ正圖也

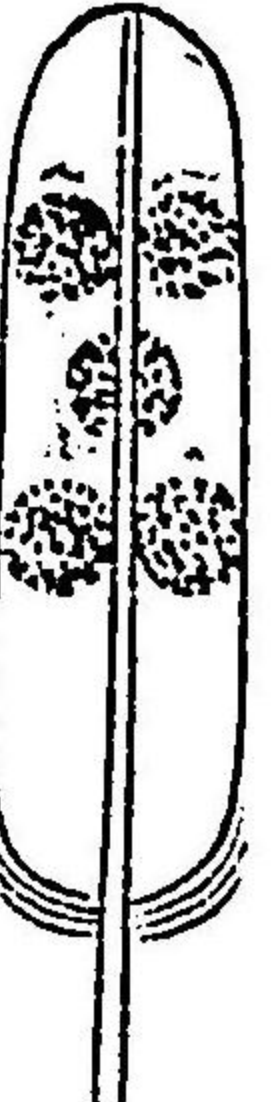


是ノ圖正眞也




此のおもて紙なり

一あまのおもて 地白ウズツミ



コレハ松前ノ人エ
ソヘ行キテ取来ル
前々ヨリアマン
ト申シ習ハシ候

一此の圖は天文元年三月小笠原民部太輔長棟の圖せし羽鏡の中にみえたり前の蛭川氏が見て寫せしには本末黒
からす此の圖は本末黒し本末の白黒にはか、はらず中の文ばかりを  是れに似たるを以てあまのおもてと
云ふなり

一矢答と云ふは物に射あて、あうともあ、とも聲を上るを云ふなり犬追物の時犬を射たらば我頭を弓手へなし
てあうと高聲に云ふなり是れ矢答なり犬追物射手具足記に見えたり又狩の時鹿を射て矢ごたへをするには顔を
あをのけてあ、と長く云ふなり狩詞記（多賀高忠ガ記也）に見えたり

一矢音と云ふは矢の物にあたりたる音なり神頭の矢音はひやうしとあたると云ふなり四目の矢音はひや
うひしとあたると云ふなり雁股の矢音はひやうふつと射切ると云ふなり征矢翹尻の矢音はひやうづばとあたると
云ふなり鵜矢の矢音はひいふつとあたると云ふなり小墓目笠懸墓目はへいしと、あたると云ふなりの出張記
に見えたり又犬射藝目の矢音はときとあたると云ふなり犬追物の書に見えたりひやうといひへいといひひいと
云ふは皆矢のとぶ時なりひやく音なりしといひひしといひふつといひづばといひふつと云ふは皆物にあたる
音なり

一矢さけびと云ふは矢を射て物にあたりたる時に我首を弓手へなしと聲を高くさけぶ事なりすなはち前
に記したる矢答の事なり平家物語に頼政がぬえと云ふ化鳥を射たる事をいひたる條にえたりやをうと矢さけび
してとあり又夫木抄に信實の歌「道多きなすのみかりの矢さけびにのがれぬ鹿の聲ぞ聞ゆる」と見えたり狩の
時には顔をあをのけてあ、（お、トアル本キアリ聲似タリ）と長くいふ也（此の事前の矢答の所に記すことし）
犬追物其の外には頭を左へむきてあうといふなり此の矢さけびの事異説多けれども證據なき偽多し用ひかたし

神代ノ弓トテ
一級ノ下ノ弓
ケテ上ノ弓ト
ニテ下ノ弓ト
是レテ蛇形ノ
ト云フヨリ世
信ズルニテラ
ズ龍ト思ハレ
タル物ト思ハ
ハビノ事ナリ
ハタツナリ

三好亭へ御成
外ノ事ノ古注
ノ説ニハ前竹
甘霖寺之紙成
シノ秀卿草紙
白羽黒羽ニテ
ハキマセテ侍
ルト云ハ侍
夫木集五月五
日しきり物は
あやめ草けは
ひきすつるま
ゆみなりけり

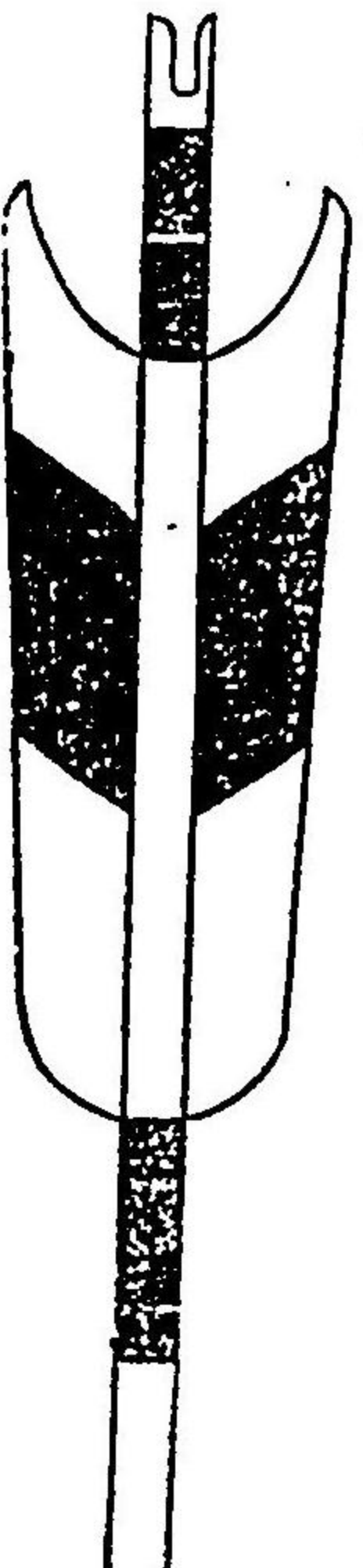
一本ニふくら
しらみあるは
非なり
ト云フ
ト云フ
ト云フ
ト云フ

と云ふ人客を招きて酒を呑せしに壁に掛置きたる角弓の形盃の中にうつりての蛇形の如く見えけり客其の盃の酒を呑て病を煩ひけるをいふ事書言故事と云ふ書にあり(唐の弓は角にて作りてたけ短し重藤の如く巻く故蛇に似たり)右の越王の弩弦兩頭蛇に變化したる事盃中の蛇の影などの事を思ひて弓は兩頭蛇にかたざるなどと云ふ説を作り出だしたる成べるし

一的のこまなこは蚩尤が眼にかたざるかの眼は五尺二寸ありし故今其の大きに大的を作り射るは蚩尤を退治する心なりと云ふ説あり(蚩尤とは唐の昔の悪人なり黄帝と云ふ人亡ぼしたり)此の説用ふべからずこまなこは人々の眼の黒目の中のひとみの事なりの黒みもそれに似たればこまなこ云ふなりたゞ目あての爲に書きたるが自然に眼に似たるなり蚩尤が眼をわざ／＼まねたるにはあらず(又いかなる唐人にもせよ五尺二寸ほどの大なる眼はあるべからずあまりなるを事なり)

一弓の外竹内竹前竹と云ふ事射る時的の方へ向ふをば外竹と云ふ前竹と云ふは我身の前へ向ふを云ふ内竹の事なり

一しきりはぎの矢と云ふはしきり羽と云ふ事を誤るなりしきり羽とは白羽と黒羽をつぎ合せて中黒又中白又はつま黒又はつま白などの如くはぐ事なり
白黒のしきりを立つる故しきり羽と云ふ



如此白羽と黒羽と二色をつぎ合せて白黒のしきりを立てはきたるなり鷹の羽の文のこまなくもしきるなり

保安元曆の記に執柄供奉行幸の時府生番
長平藤左衛門右衛門新調ス鳥鷲羽ヲ以テ三府ニ切續キタリ云々此の文軍器考に見えたり此の三府に切

りつぎたるはしきり羽なり假矯又四切矯など、書けども悪しト限矯又支切矯など、も書くべししきり羽のはぎ様知る人少し

一ふくらしはと云ふ木にて一手しんどう作る事高忠聞書に見えたりふくらしはヒサ、キと云ふ木なり又ヒササカキとも云ふなり大和木草ニ云く拾(ヒサカキ)順和名ニ比佐加木西土ノ民俗小柴ト云ふ葉ハサマレ花に似て黒き實なる玉筍ニ曰く拾似(荆)可作(染)衣者也今俗ヒサ、キと云ふ其灰汁ヲ用テ布ヲ染ム黄色なり本草諸書ニオイテ未見之云々田村元雄(本草家)が云くヒサ、キは遠州ニアリ大和國宇太郡ノ方言ニ腹羅椒ト云フヒサ、キノ事なりト云々葉ヲトリカミニツクレバ黄黑色ニナルト云フ又ある人の言一名ふくらの木とも云ふ

一矢をつまよると云ふ詞はつまやる共云ふ事同じ儀なり源平盛衰記卷四十三(源平の侍遠矢の條)に宗長三浦が箭をさらりとつまやりてとあり又(同條に)與一は宗長が矢を取りてさらりとつまやりてとあり左の手の爪の上に載せ右の手にてひねりながら先へつきやる故爪遣と云ふ也盛衰記に爪遣の二字を用ひたり萬葉集の歌に梓弓爪夜音遠音とあり爪よるとも云ふべしやるもよるも五音相通なり

一矢じるしの事平家物語に查卷より一束ばかりおいて和田小太郎平義盛とうるしにて書付け、る云々盛衰記に羽本一寸計置きて三浦小太郎義盛と焼繪したりける又同書に黒塗の矢の十四束なるを只今うるしをけつりのけて新居紀四郎宗長と書付く云々又東鑑に箭口卷之上注瀧口三郎藤原經俊ト云々又太平記に相摸國住人本間孫四郎重氏と小刀のさきにて書きたりける云々弓馬故實に云く矢印の事三方に書くなり是れは平人も如此有るべしおつどりの節の邊に書くは賞紙なりそれより賞紙はすげぶしの邊にも書くなりおつどりの節すげぶしの邊に書く時は走り羽の通りに一方に書くべし總別名乗計かく物なり當世は國所主の名字官それの内の誰と我名を書

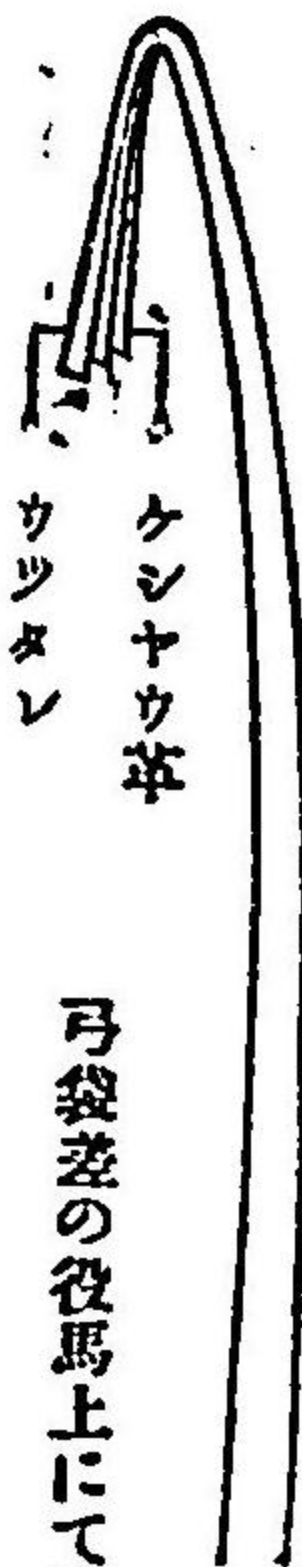
く中々本式にはなきなり云々眞鏡犬追物記に云く犬射がらに矢印をすべし矢を問ふ時入る事なり羽中おつどりのふしすげふしにするなり羽中の外は目に立つ間掛酌すべし何にても我心にあひたらん物をすべきなりされども犬に縁ある物尤能きなりある人三月月は戌の時いるとて仕たるめいよの紋也云々貞丈按するに矢印書く所は羽中おどりの節すけ節なり書くには焼繪(焼印の事)にもする漆にても書く墨にてもかく小刀の先にても書くなり又書く所羽本一寸計のけても書く沓巻より上にも書くなり又國所主の官名字その内誰と書くはわるしと云ふは的矢など常に射る矢の事なり是れは名乗計書くべし軍陣の征矢には國所主の名字以下書く事苦しからず其の故は敵に知らせんが爲なり犬追物の時の矢しるしに紋を書く事は人馬に我名をふませま敷爲なりとぞ紋とは家の定紋を云ふにあらす何にても心覺を繪がくなり

一後三年の繪に見えたる弓は丸木弓か竹を合せたる弓歟知れがたし圖左の如し



藤のしげきもありあらきもあり
此の圖はしげきなり

一後三年の繪に見えたる弓袋左の如し



ケシヤウ草
カツタレ
弓袋差の役馬上にて持之裝束折りまほし筒丸なり

一源三位賴政がぬえと云ふ妖物を射られし弓をば雷上動と名づけ二ツのかぶら矢をば水破兵破と名づけたり水破と云ふ矢は黒鷲の羽を以てはぎ兵破と云ふ矢をば山鳥の羽にてはぎたりと源平盛衰記に見えたり雷上動の弓

はいか様の體ともみえず知れがたし此の弓矢の名いかなる故とも知りがたし賴政に逢うて直談するにあらざれば正説は知れぬ事なり推量をしていは、荻生惣右衛門物部茂卿といふ儒者の考に雷上動は賴政藤成るべしといへりげにも賴政の好みを以て籐を巻きたる弓ならば賴政籐とも名付くべき歟されども賴政籐とすれば賴政の家にあるほどの籐巻きたる弓は残らず賴政籐といふべき歟此の説も用ふるにたらずしれぬ事はしれぬにして置くべし又貞丈考ふるに水破の矢は黒鷲の羽にてはぎたるごあれば黒色は五行にとりて水の色なる故水羽といふべき歟又兵破は山鳥の羽にてはぎたりといへば山鳥の尾は黒き文ありて豹の皮の黄なる毛に黒きまたらの星あるに似たり依つて豹羽ともいふべき歟皆是れ推量の説なり定めがたし

一ま、き矢といふ矢あり是れま、き弓に取具する矢なるべし延喜式の内兵庫寮式に云く箭四具一具角大伊多都伎一具角細伊多都伎一具木大伊多都伎一具麻麻伎各五十隻爲三具具別功五十人とあり又鐵十二兩二分熟銅三分(已上麻麻伎鐵料用三寮家物)と圖書に見えたり麻麻伎箭を伊多都伎と一所に載せたるを以て考ふればま、き矢は征矢の類にはあらずして鐵又は銅にて矢尻を作りたる的矢なるべしま、き弓にて射る成るべし

一ま、き弓といふ弓あり源順が倭名抄に細射の二字を出して唐令の内に鹵簿令の細射弓箭といふ文を引きて今按此間萬萬岐由美と名づくと注したり又江家次第には眞卷弓矢と記したり又宇治拾遺物語に門部府生と云ふ舍人わかくて身貧しかりしが常にま、きを好みて能く射ければ其の事朝廷に聞えて賭射の射手に召されてよく仕りし事見えたり又古事談に中院入道に六の能あり第一和歌第二双六第三末々木第四舞曲第五笙第六職者也と自稱せられし事みえたり又園大曆抄名也に或人眞卷弓といふいかなる物ぞ或は小弓ともいひ或は大弓ともいひ侍ると中園入道相國に尋ねまゐらせしに予が所存は眞弓に籐及樺を巻くなればかくいへる也近代には紙を以て籐樺にか

ふると答へ給ひし事みえたり（是を以て思ふに延文文安の頃既にさだかならぬ事に成りしなり）近世野宮宰相定基卿へ新井筑後守君美ま、き弓の事尋ね参らせければ真卷或は真權とも申候附の字は字書には把中と註し候和訓とりうちに候平家物語第九に曰くしけごうの弓のとりうちの本をかみをひろさ一寸ばかりに切りて左まきにまきたりこれぞけふの大將軍のしるしとみえしこれ則真權の事に候白檀紙或は紅梅色紙青薄様等用之候と野宮殿答へ給ひし是れ又園大曆の説に同じ紙籐權などを巻く事とするは皆誤なり門部府生又中院入道のま、きを能く射たりと云ふは籐權紙などを巻きたる弓の事にはあらず別にま、き弓といふ弓ありしなりそれを能く射たるなり貞丈云くま、き弓の事は夫木抄に見えたる琳賢法師が歌にて考ふべし夫木抄に云く天仁元年顯季卿家歌合琳賢法師「いかにせんま、きの弓のともすればひきはなちつゝあはぬこゝろを」（一本によ、きの弓とありま、きのまの字を寫し誤りたるなりよ、きの弓と云ふ弓は曾て無之事なり）貞丈按するに此の歌上にま、きの弓といひ下にひきはなちつ、あはぬ心と云へるに心を付けて考ふるに木と竹と合せたる弓をま、きといふなるべし第二の句は梓の弓といひても事たるべきをさはいはずしてま、きの弓といひたるは下の句にひきはなちつ、といふべきが爲なりま、きの弓はひきはなす事ある物ゆゑ上にま、きの弓をわざといひ出したるなりともすればとはや、もすればといふ事なり又古は輶と云ふ物を左の腕に付けて射たり弦にて輶をはぢきする事をもかねていへるなりひきはなちつ、と云ふは弓をひき矢をはなす事にはあらず此の歌の主意は弓の木と竹を合せたるを引きはなす事を云ふなりさればひきはなちつ、と云ふ詞を受けてあはぬ心と云へるなり合せたる物を引きはなして合はぬなり又ともすればといふ詞にも心を付けて考ふべし常に引きはなすにはあらずして時によりや、もすれば引きはなす事有を云ふなり是れ合せめを不慮に引きはなす心なり又繼の字をま、とよむなり繼

母をま、は、繼子をま、ことよみ其間の繼橋をま、はしとよむ例にて木と竹を繼ぎ合せたる弓なる故繼木弓と書きてま、き弓と云ふなるべし又倭名抄に細射の字を萬萬岐由美とよむ事は其の細の字は龜に對するの細にて丸木弓のこしらへ様の龜略なるに對して木と竹と合せたる弓のこしらへ様は細密なるを以て萬萬岐由美に細射の二字を當てたるなるべし延喜式に見えたる麻麻伎箭は萬萬岐由美に取り具する矢なるべし延喜式に麻麻伎箭を伊多都伎の類にのせ又門部の府生かま、きを好みて能く射る故賭射の射手にめされしといふを以て考ふるにま、き弓ま、き矢は専ら射るに用ふる弓矢なるべし延喜式に弓を作る事を記されたる條に其の弓作るべき料に入用の物糸組、泉漆、角革等の事は見えたれども鏢の事などは見えざれば延喜の頃にはま、き弓はなかりし歟とおもへばま、き矢の事みえたりま、き矢あらばま、き弓も又有りしなるべし

一白鳥の羽にてはきたる矢といふははく^{白鳥}てう（くゞひと云ふ鳥なり）の羽の事にはあらず白き真鳥の羽といふ事を略してしらごりの羽といふなり白真鳥と云ふは白鷺の事なり真鳥とはわしの事さればわしの羽を真鳥羽とも真羽とも云ふなり

一染羽の矢古書にみえたり羽はたゞは染まらぬ物なり赤きはへに青きはあろろ黄はしわう黒は硯すみもえきはあゐとしわうを交合せむらさきはあゐとべになりこれらのるのぐを醋にてときて煮付て染めてほしかはきたらば又染むべしこくもうすくも好みに隨ふべし醋を用ひざれば羽にしみこまぬなり何れに染むるとも醋にてるのぐをどくべし白羽を染むるなり

一柁弓桃弓梓弓檜弓柘弓等皆丸木弓なり（是等の名日本紀三代實錄延喜式萬葉集其外古書に見えたり）これらは弓に作りたる木の名を指して何弓とよびたるなり延喜式に弓を作る事を記されたるに其の入用の料糸

柁弓
夫木抄定家卿
けふみれば弓
きるほまにな

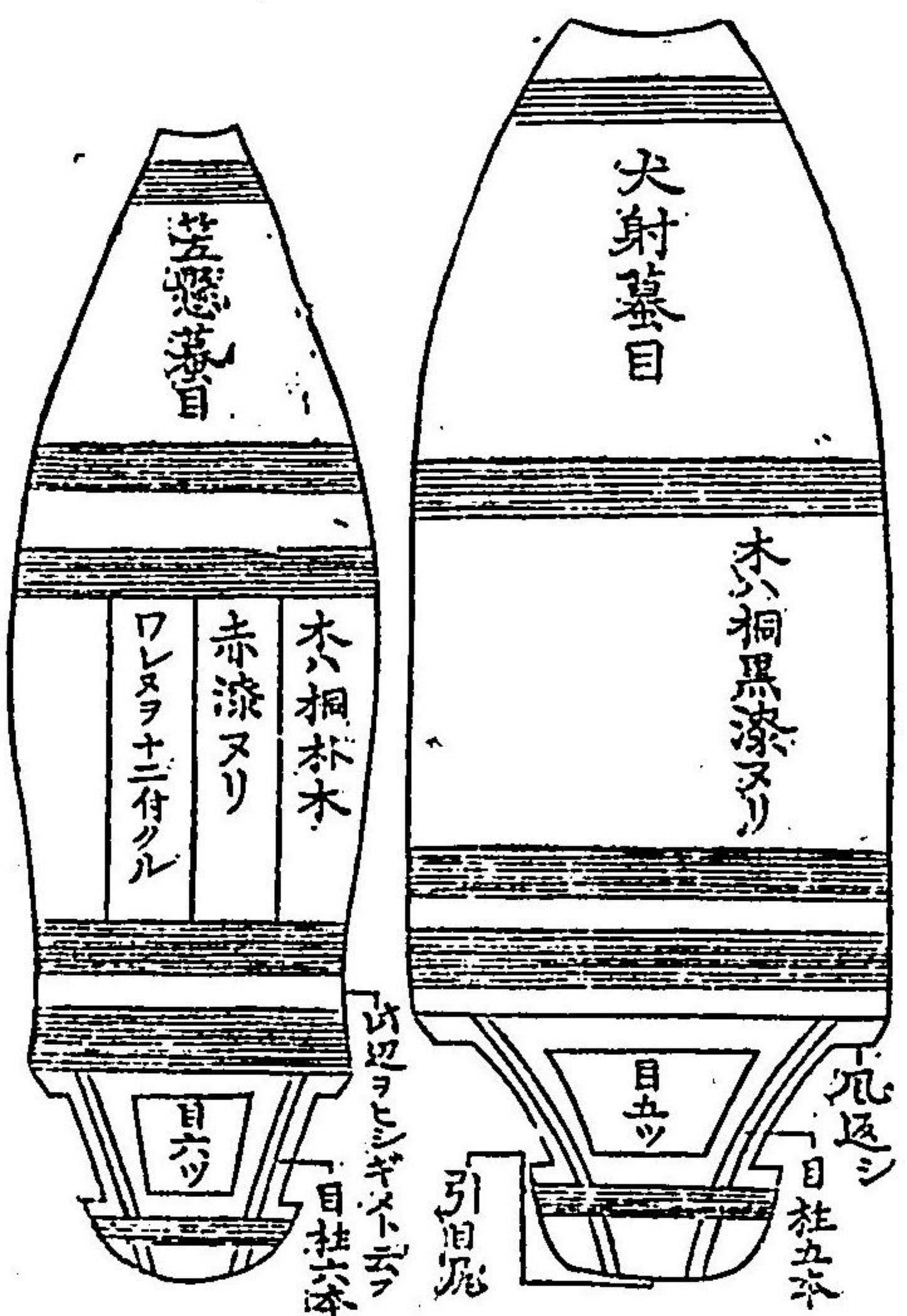
組案漆角革等の事は見えたりとも竹の事跡の事などは見えす竹を合せて作り始めたは何の時代誰かし始めた
 ると云ふ事知れず或説に綏靖天皇の御時始るといひ或は六孫王經基外竹を付始め其の後の人内竹を付けひこを
 入れたりと云ふ是等の説は正しき古書にも見えす一向證據なき偽なり用ひがたし室町殿の時代などは竹を合せ
 たる弓なり其の頃の記録にみえたり後成恩寺兼良公の尺素往來に四方竹の弓見えたり上古は木弓なりし故今に
 至るまで新木白木塗木など、云ふ詞はある成るべし新竹白竹塗竹など、云ふ詞はなきなり
 一はま弓の事祝儀の部に記す
 一丸木弓の事義經記（忠信さいごの條にあり）に云く去年（文治元年也）十一月十三日に都を出て四國の方へ
 下り給ひし時都の名残を捨てかねて其の節は鳥羽の漆に一夜宿し給ひたりし時にひたち房を召して義經が住み
 たる七條堀川にはいか成る者の住まんすらんと仰せければ常陸房申しけるは誰か住み候はんおのづから天まの
 すみかど成り候はんぞ申しければ義經が住みなれし所に天まのすみかどならん事うかるべし主の爲にも重き甲
 冑を置きつれば守となりてあくまをよせぬ事のあるぞとて小櫻おごしの鎧四方白の甲山鳥の羽の矢十六さ
 して丸木弓一張そへておかれたりしぞかし云々貞丈云く其の頃世上一統に丸木弓を用ひたらばた、弓とはかり
 いふべきに丸木弓とことわりたるを見れば其の頃はや木と竹を合せたる弓ありし故それにもぎれぬ爲に丸木
 弓とそその名をさして記したる物なるべし
 一ある人の所持したる丸木弓を見し事あり其の體棒の如く丸し但し外の方は少しばかり平みありにぎりの所に
 てよとさ二寸九分廻りの丸さにて上下のはすの方へ行くほどほそし細き所の極り二寸まはりなり（但し本はす
 の方は二寸一分廻りなり）長サ六尺六寸四分なり總體黒漆也にぎりの所を四角にぬり残して木地にして年號月
 日有り

康正元年 乙亥七月

如此小刀の先にて細くほりたり木は何の木とも知り難し櫛の木の如く見えたり

康正元年後花園
 院ノ年號將也
 義政ノ時代也
 所五カフヲ
 開キタリ

一ふきよせ籐の弓の事竹我物語に云く（卷ノ八祐經ヲ射ントセシ條ニ）鹿こそ三かしら出できたりけれこれい
 かにとみる所にかの祐經こそおつすかひておとしけれその日の装束はなやかなりよせんりやうのひた、れに大
 まだらのむかばきにきりふの矢おひふきよせごうの弓のまん中とり云々しげ籐は籐をしけく巻く故の名なりふ
 きよせ籐は籐を二所つ、押寄せ巻きたるなり
 一はちばみの羽ははちくまの羽なりはちばみは食なりはちくまと云ふくまたかは蜂を好み食ふと云ふ
 なり義經記卷の五に（忠信吉野山合戦ノ條々）云く忠信は三ツしげめゆひの直垂にひおごし鎧白はしの甲の緒
 をしめたんかいこうより傳りたるつららぬといふ太刀三尺五寸有りけるをはき判官より給りたるこがね作りの
 太刀をはきそへにし大中黒の廿四さしたる上矢にはあをほろかぶらのめより六寸計有るに大のかりまたすげて
 佐藤家に傳へてさす事なればはちばみの羽を以てはいだるひとつなかさしをいづれの矢よりも一寸はずを出し
 てさしたりけるをかしら高に負ひなしふし木の弓のほこ短しいよげなるを持ち云々
 一さ、羽とはたうの羽の事なり射禮覺悟記に見ゆたうの鳥と云ふは執の事なりと云ふの本字は紅鶴なり
 一弓のにぎり革をば古はゆづかどぞいひける萬葉集卷の七の歌にみなふちのほそ河山にたつま弓ゆつかまくま
 て人にしられず（夫木集卷之二十にも此の歌あり）ゆづかは弓柄也
 一犬射墓目笠懸墓目之圖
 光大曰く犬射墓目笠懸引目之圖至つて縮圖にてわがかりがたきゆる調度摸圖を以て左に二ツの圖を補入す圖左の
 如し弓の強弱によりて大小あるべし



一弓の形古今かはり有り左の如し

古の形 京都將軍の時代迄は如此なる形なり

今の形 近世如此なる形になりたり

貞丈按ずるに今の弓は此の所にくれりを付くる故くるひやすし古の形のこまくなればくるふまじきなり

一犬追物の弓のにぎり巻き様武田流射御秘傳書に歩立の弓の様に中をあけすひしと寄せて可巻云々(すべて騎射の弓如此まくべし)

薛管右二種同物ニ非ズ

一弓のにぎりを古は薛にて巻きたる事あり薛にて巻きたるは革にて巻きたるよりも手の内心よかるべきなり現存六帖にすぎ正三位知家の歌に「もの、ふのゆづかにまける三嶋すげ見しま、ながらとけぬつれなさ」(ゆづかは弓柄にて弓のたきりなり三嶋は薛の名所なり)

一えびす弓と云ふ弓あり東鑑卷廿六に(貞應三年二月廿九日ノ條)云く去年冬比高麗人乗船流寄于越後國寺泊浦仍今日式部大夫朝時執下進其弓箭以下具足於若君御方則覽之奥州以下群參弓二張(假令如常但願短似夷弓以皮爲弦)とあり又參考太平記(直冬上洛ノ條)に云く足利直冬は大内舊跡大極殿の額門の跡に敷皮布きて座し給ふに鏡弓征矢をば龍崎に持せられ我身は黒革腹巻に夷弓持ちて草鞋に着單皮を著せらるとあり右夷弓詳ならず按ずるに總て日本の外の國々を夷といふなり唐の弓を夷弓と云ふなるべし古日本へも唐の弓渡り來りしをえびす弓と云ひならはしたる成るべし唐の弓は短き物なれば東鑑にも頗似夷弓と書し來るべし(高麗ハ唐トハ別ノ國ナリ今ノ朝鮮ノ内ナリ)

一竹籠も古き物なり曾我物語にし、矢さしたる竹籠とあり
一はま弓の事祝儀の部にしるしおくなり
一糸髪イトヅメの弓と云ふは是れも軍弓なり弓の竹の上皮をこそげてふとき針はごのふとさの麻のより糸にてうらはすより本はず迄さまざま巻きつめるなり糸の下には麥漆を付けてまくなり(麥漆はせしめうるしにこむきの粉を能くおし交るなり)總體を右の如く巻きて糸の上をせしめうるしにてぎつとぬり能くからしてかれたる時麻のきれなどにてぬぐひてつやをぬきて其の上をよしのうるしにて黒くぬり能くからして後籐を巻くなり籐は末弮本弮にせんだん巻かぶら籐日輪巻月輪巻あるべし(せんだん巻は十文字に籐を巻きかさぬるを云ひかぶら籐

はせんだん巻の上の方に横に一文字に巻かさぬるを云ひ日輪巻はせんだん巻の下に横に一文字に巻かさぬるを云ふなり右はうらはすの方なり本はすの方にては月輪巻と云ふ名の替る計なり月輪巻の次せんだん巻其の次かぶら藤なり藤の長さ末羽は長く本羽は短く巻くなり) やすりの藤引目た、きの藤をも巻くなり(矢すりはにきりの上の藤なり引目た、きはにきりの下の藤なり) 此の外のけまやう藤は幾所も心まかせ成るべし五所も七所も巻くべし(けまやう藤とはかぶら藤せんだん巻日りん巻月りん巻矢すりの藤引目た、きの藤の外の藤を云ふなりけまやうに巻く心なり) 何れも藤の下には麥うるしを付けて可巻藤は白し

一手突矢と云ふ物あり總體矢の如くこしらへて弓にはけす手に持ちて投げづきに突く物なりたとへば今の世の手離剣と云ふ物の如く手に持ちてなげづきにする故射るといはずして突くと云ふなり太平記卷十五(正月廿七日合戦ノ條)に云く爰に妙觀院の因幡の堅者全村とて三塔名譽の惡僧あり鐐の上に大荒目の鎧を重ねて備前長刀のまのぎさがりに真蒲形なるを脇に挟み篋の太サは尋常の人の墓目がらにする程なる三年竹をもき付けに押削りて長船打の五分整程なるを管本まで中心を打通しにしてねぢすげ杵卷の上を琴の糸を以てねた巻に巻きて卅六さしたるを森のごとくに負ひなしわざと弓をば持たず是は手衝にせんが爲なり切岸の面に二王立に立て名乗りけるは先年三井寺の合戦の張本に召れて越後國へ流されし妙觀院の高因幡全村といふは我事なり城中の人々此の矢一つ進らせ候いん遊ばされて御覽候へと云ふまゝに上差一筋抜出して櫓の小間を手突にそ突きたりける此の矢誤たず矢間の陰に立ちたりける鎧武者のせんだんの板より後の總角付の金物まで裏表二重を通して矢先二寸計出でたりける間其の兵櫓より落ちて二言もいはず死にけり(中略)是れよりしてぞ全村を手突の因幡とは名付け、る云々

一墓目にて獸を射取る事もあるなり東鑑卷三十四(仁治二年九月廿二日ノ條)に云く左親衛自藍澤被歸數日踏山野熊猪鹿多獲之其中熊一者親衛以引目射取之爲先代未聞珍事之由諸人一同感申云々猛き熊を引目にて射殺す事是れは弓力の甚強きゆ引目に中り骨碎けて死したるなるべし前に記したる馬上の人を射落したるも同じく弓力強き所爲なり

一一百矢と云ふ事古き書にあり是れは色々の矢を百筋大なる籠にさして供の者に負せたるを云ふ成るべし太平記十七の卷(山門攻の條)に白鳥の羽にてはぎたる矢の十五束三つふせありけるを百矢の中よりたゞ二筋ぬいて弓に取りそへ云々又同條に百矢二腰取りよせてとあり二腰と云ふは籠二腰の事なるべし取りよせてと云ふは自身負ひたるにはあらざるなり

一八目鏑矢と云ふ事日本紀神代卷に見えたり此の八目鏑矢は鏑矢に目を八つあけたる事なりと云ふ説あり非なるべし神道の書には數多き事をば皆八と云ふなり八百萬神大八洲八重垣八雲立八千代八岐大蛇八十氏人八尋鰐などの類皆數多き事を八と云ふなりかぞへて八つにかざるにあらず八の數は始の一と終の十を除けば八つなり始もなく終もなく窮りなき心にて數限りなく多き事を神道の詞には八と云ふなり八目鏑も目の數かぞへて八つあるにあらず鏑に目を多くあけたる事をいはんさて八つ目といひたるなり

一大切の弓などはにきりを巻くに白芨ビヤクギ(紫蘭ト云フ草ノ根也)の糊をつかふべし白芨の粉を水にてねりつかふべし蟲生する事無之白芨は能くねばる物なり藥店にて求むべし(此ノ事武具ノ部ニモシルス)

一弓杖にて的場馬場等の間を打つ事弓馬故實に云くはすし弓にて物間をうつ事うらばつを我左へなして外竹を下へなし打つべし何方にても定りたる方より打つべし本はすの方より土に付けて後うらはすの方を土に付けて

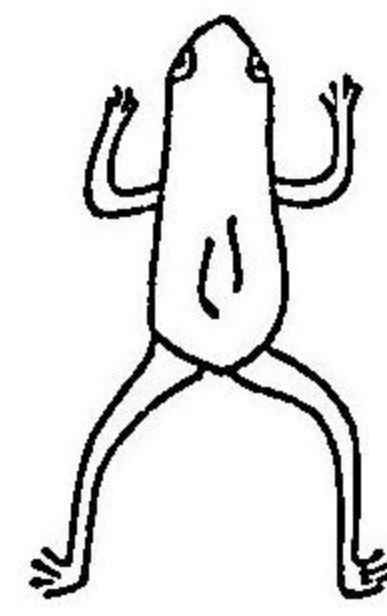
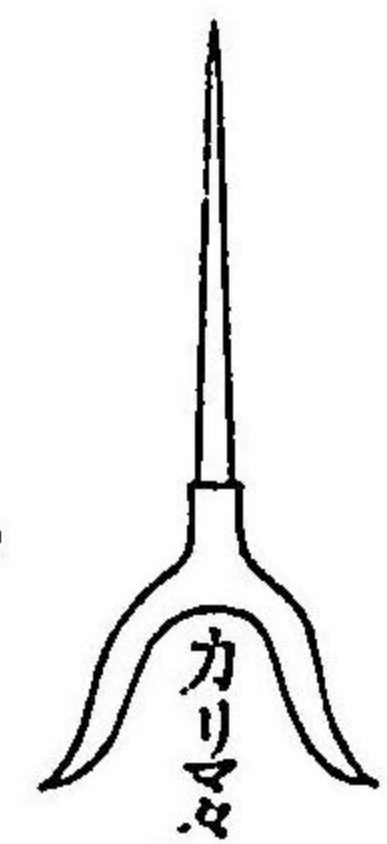
夫木抄卷二十
朝臣の番光俊
の數も及ば
ぬ山中には
ある

くひめりい
射手まの
的を射る
間を物問
はづし物
を定む
て遠近を
機は云ふ
り機同云
は家作な
の圖に射
手の方

打つべし又法量物に云く弓にて馬場を打つ事ははづし弓にて打つべし定る法なり又笠懸射手體拜故實に云く弓にて打つ時ははづし弓にて打つ事本なり但し人など張弓出す時ははりたる弓をはづして打つべからず其の時はたゞはりたる弓にて可打はり弓は略義なり又云くはりたる弓にて打つ時は右の手にひつさげて弦を下へなして左の手を弓に添へて例式に打つべし打つ時は外竹上へなるべしはつし弓にて打つ時は外竹は下へ成すべし又笠懸之記に云くはつし弓にて打つ時外竹下へなすべし又小笠原長秀記に云く弓杖を打つ時は馬場本より馬場末へ打つべし十度打てば腰をすゑて打つべし

一公方様(室町殿)御弓袋の事諸家常用抄に(北畠家記)云く公方様軍陣の御弓袋は重織物にきりの丸を三所に付け候なり丸は白地は赤しきりは白葉をはむらさきもえ黄なりけしう皮立しやうぶ紫皮を重ねべし公方様常には御弓袋御持せ候事はなきなり犬の時軍陣の時は有るなり犬の時はあかく無紋也(重織物とは二重織物の事なり織物の上に縫紋をするを云ふなり白葉をばむらさきもえきなりとは桐の葉を白糸にて縫ひ紫蒴黄糸にて色ざるを云ふ)

一雁股の事雁の股に似たる事なしかりまたはかへるまたといふ事なりかへるを中略してかると云ひかる轉じてかりとなりたるなり(らりるれろ五音相通也)實は蛙股と書くべき事なれども詞にはかりまたと云ふゆゑ其の詞に付けて雁の字を假り用ひたるなりたとへば響目と書くべきをひきめと云ふ詞に付きて引目慕目挽目など、書くと同例なりすべて和語の略語を文字に書くには此の類多し文字になむ事なかれ



カヒル中略シテカルナリカヒル中略シテカヨトナルナリ

カヒルマタ
カヒルマタ
レニ似タリ

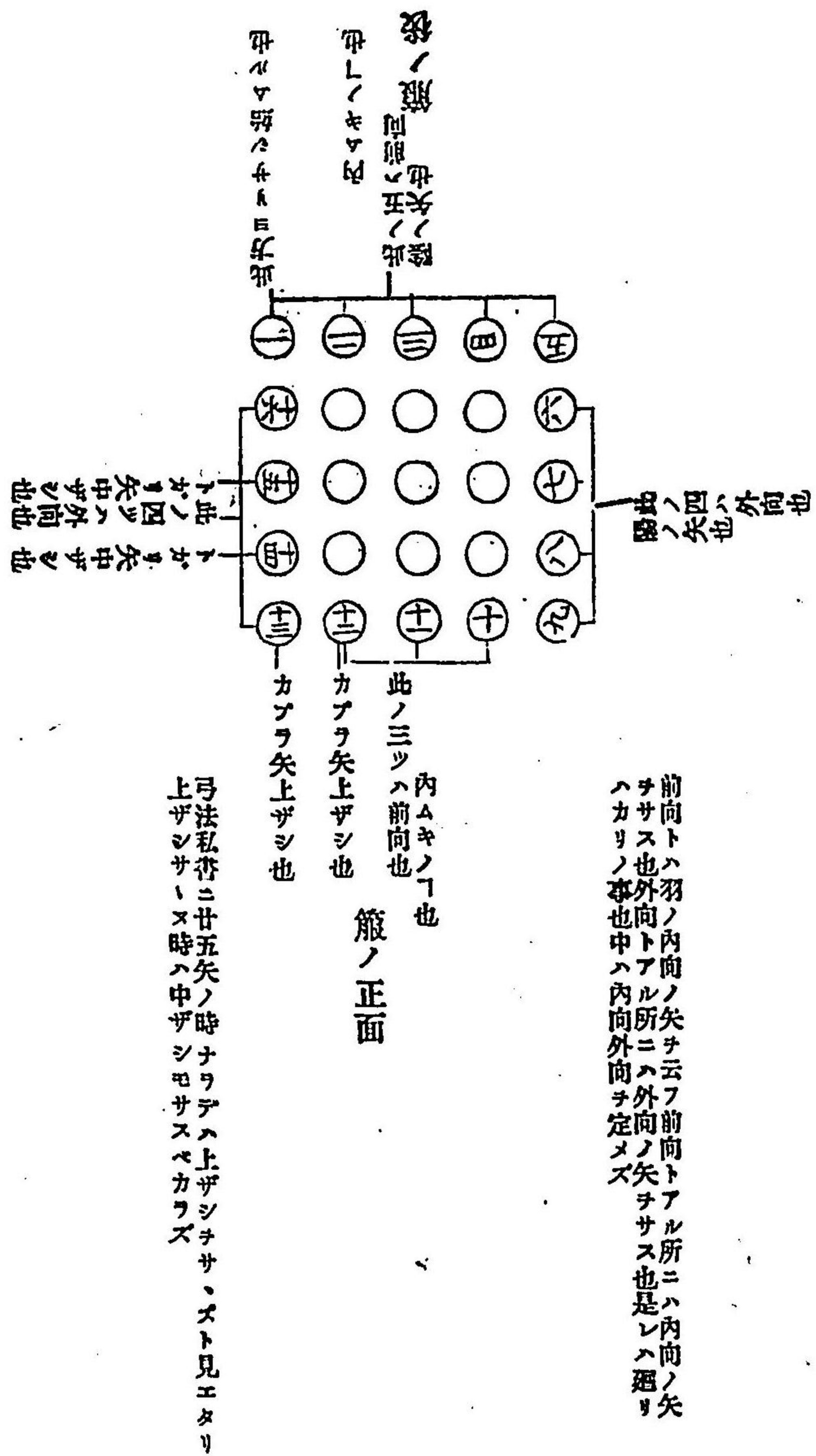
一上さしの矢と云ふは箆にかりまたを上さすを云ふなり上といへばとて箆の正面の上させば征矢をぬく妨になるなりさし所あり左の圖にさし所見えたり圖下に記す

永正家中竹馬
記に云く上さ
しは征矢に
かぶらさそ
るをうはさ
さ云ふなり云
ハ上サシ中サ
マナトハ別
証ノ事ナリ下
ニ

一中さしと云ふはとがり矢をかりまたの次にさすなり上矢のかぶらの次にさすゆゑ中さしとはいふなりとがり矢は羽四ツ立にて鷹の羽なり小羽は山鳥の尾なりこしらへ様一手の物なり内むき外むき有り委細高忠聞書にあり義經記(忠信吉野山合戦ノ條)に云く大中黒の廿四さしたる上矢にはあをほろかぶらのめより下六寸計あるに大のかりまた上げて佐藤の家に傳へてさす事なればはちばみの羽を以てはいだるひとつなかさしをいづれの矢よりも一寸はずを出してさしたりけるをかしら高におひなし云々今の世の人中さしはとがり矢さすといふ事を知らずしてうち根をさす事なりともいひ體の矢の事なりともいひ又は中さしとは上さしに對する事にて征矢の事なりなど、云ふ事何れもあやまりなり用ふべからず右の義經記の文を能く考へみるべしはちばみとははちくまとて蜂を食むくまたかの事なり矢の羽に鷹の羽と云ふはくまたかの羽の事なり高忠聞書にとがり矢は鷹羽なり小羽は山鳥の引尾を付くるなりと見えたり義經記の中さしはちばみの羽にてはいだると云ふに合ひたるとがり矢は一手の物の由みえたれども佐藤の家にては一ツ中さしとす事其の家傳なるべし(中さしと云へばとて總の矢の真中にさすに非ず)

一箆に征矢并に上さし中さしのさしやう繪圖左の如しこれは多賀豊後守高忠の傳なり高忠の記されし狩詞記に見えたり多賀高忠は小笠原民部少輔持清(後に備前守)の門弟にて弓馬の達人なり慈照院義政公の代寛正の比の人なり誠に正傳なり其の箆の矢のさしやうの傳左の圖の如し

箆の矢のさしやうの圖



一月に巻く藤は正字は藤の字也竹冠に書くなり艸冠にして藤と書くはふぢと云ふ字なりふぢは弓に巻く物にあらず藤(竹カムリナリ)と云ふ物は箝籐とも云ふなり東西洋考と云ふ書に云く箝籐蔓抽被地無枝葉有皮裏其外如竹皮剥之則落長數丈不值剪伐可繞數國○齊民要術と云ふ書に云く箝籐圍數寸重於竹可三代篋以縛船及以爲席勝竹○字彙云く籐蔓生似竹○右の文の意は箝籐と云ふ物は蔓出て地の上に生ひかぶ

さり枝葉もなし皮をかぶりて竹の如し其の皮を剥けばよくはがれるなり長さ一丈ばかりもあり剪らずしておけば何ほども長くなりて數ヶ國繞るほどにもはひわたるなり莖のふとさ一寸まはりの内外ほどあり竹よりも重寶なり竹の輪の代りにもなる又船をつなぐ繩にもなり又細くさきて席に織るにもよしとなり弓に巻くは右の箝籐の皮をはぎ細くさきて巻くなり古書に眞樺を巻くと云ふは籐を巻く事を云ふなり樺を巻くと云ふ事前記す籐を巻く事を眞樺を巻くと云ふは紙を巻く事を巻く事も樺を巻くと云ふによりてそれに紛れぬ爲に眞樺と云ふなりまことの樺と云ふ心なり

一うつばに矢をさすに夏秋はかりまたを上にさす春冬は底にさすとがり矢をば(わたくりの事なり)春冬は上にさす夏秋は底にさすといふ事諸書に見えて其の子細をば記さる故知る人少し本間流の聞書にうつばに矢さすべき次第の事一の底に的矢一手其の上に猪の目切りたるわたくりを底にさすべし但し夏秋はかりまたを上にさすべし冬春はかりまたを底にさすべしわたくりを上にさす此の謂は冬春は綿入れたる物の上を射んためにかりまたは物を射切る物なり綿入の衣服着たる時は綿はねはくてやはらかなるゆるかりまたにて射切られぬ故わた入の衣服着る比はかりまたを不用ゆる底にさすなり

一弓の弦は麻苧を水に少しの間ひたし頓て取上げ短き竿を付けて苧の所を以て壘を打てばちみ出来るをかわかしてこきのばして弦のふとさ程づ、取りわけて継ぎくしてさす是れ通例なり如此したるよりも苧をうみてそれにてさせば強しと云ふ然れ共うみたる麻にては弱しと云ふきたるは強きなり或人云く苧をみづくは婦人のわざなり弓に婦人の手をふれたる物用ひがたしと云々貞丈云く然らば男に苧をみづかすべし男もなるなり又云

樺ヲ巻クト云
 フチカバサク
 ラノ皮ヲ巻ク
 事トスルハ非
 也

婦人も經水をみる間は穢あり經水見ざる時は穢なし禁中の神事に婦人其の役に隨ふ事多し又伊勢の齋宮賀茂の齋院は天子の御女なり神社に巫女神樂を奏する事有り男は陽なり女は陰なり陰陽は天地自然にそなはりて一方かけては天地の道にあらず依之神道にては婦人を忌む事なし只經水の穢の間は其の穢を忌むばかりなり女人禁制といふ事は佛法にて云ふ事なりされは弦琴を女にみづかする事何の憚なしたゞ經水の間はいむべし軍器に女を忌む事も右の趣を以て准じ知るべし

一弦をさすと云ふは本はさしつくと云ふなりさしつくと云ふ事を略してさすと云ふ段々芋をさし入れて長くつぐなり長門本の平家物語に惟能はへりぬりのゑばしに引柿の直垂うちかけ引かたぬいて弓の弦をさしついで居たる所へ伊村歸り來りけりと見えたり

一弦の上せき中せき下せきと云ふ事を昔はせきと云はずしてつくりといひしなり細川高國の小的の書（外題に小的事トアリ）弦下のつくりよりされてと云ふ事あり

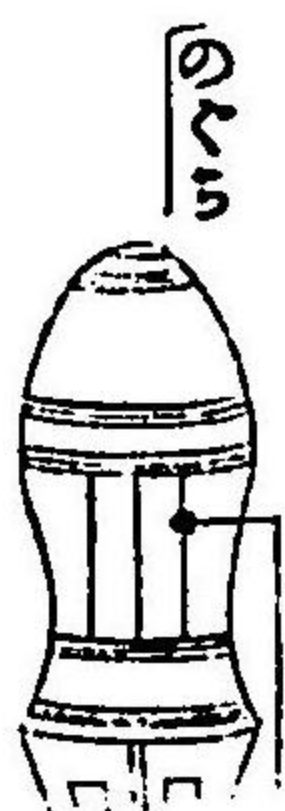
一小笠原光清弓之記岡本美濃守縁侍の記其の外にも古記に弦さひてと云ふ事あり今世つるきぬと云ふ物にて弦輪を巻く絹の事なりさいでと云ふは割出と書きて絹などの裁ちはづれの小ぎれの事なり古板の節用集に割出の二字を出してサイデと訓を付けたり後撰和歌集卷七秋の歌の下に云くもみちといるこささいでとを女のもとにつかはして源のと、のふ「君こふる涙にぬる、わか袖と秋の紅葉といづれまされる清少納言枕草子に云くすぎにしかた戀しき物かれたるあふひひいなあそびのてうごふたあゐるゑびそめなどのさいでのおしへされてさうしのなかにありけるを見つけたる云々

一體の矢と云ふ事を近世さまぐの雜説を作り出して人を惑はす事ありおよそ箆に楯形あり（くしかたを矢く

ばりともいふ田舎人などはおさばとも云ふ）矢の根をばくしがたにさしこむなり然るに古制の箆には楯形のなき箆ありそれは矢の根を直にはうたての底板に置くなり此の箆の矢からみは向ふの方に矢一筋立つる是れを體の矢と云ふ向ふに革緒のつばありそのつばに體の矢を立て其の體の矢に惣の矢をからみ付くるなり惣の矢の本體になる故體の矢と云ふ楯形ある箆には體の矢を用ふるに不及故體の矢はなきなり

一笠掛引目のひしぎ目の事射御持長記に云く笠掛引目の事五ツ五所を巻く五音五形をかたざれり色赤うるし根本はひしき目なし實朝の御代より今の笠懸引目は定まる者なり笠懸開書に云く（元長の書）笠懸引目のひしきめは實朝のにぎりひしきめはし始めたるなりそれよりしてひしきめ始るなりかみそりなごにてひしきめをするなり上賢抄に云く引目をとりひしごと云ふ事新しき引目を少しとりひしきてわれめのあるが音がよきと昔どりひしぎて射るなり笠懸開書に（記者未知）云く笠懸引目のひしきめは中程のどう巻より下を十二ひしくなり定木をあつるに中くぼなる所定木あてにくき程に定木を中くぼにたむるなり篋末をもむは大竹をわりてあなを少しせばき程にしてもみくするなり

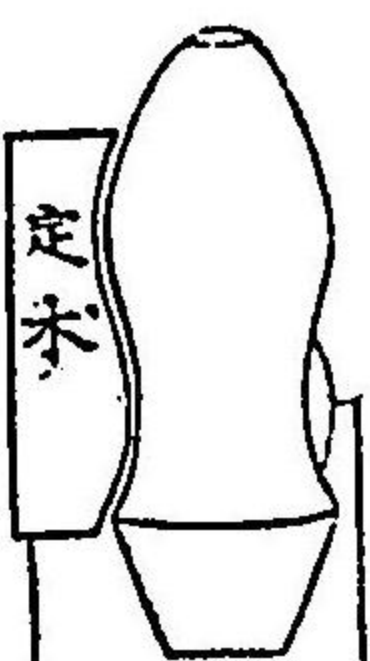
○笠懸引目



此の堅にわれめを付けたる右の番共にひしきめといへり定木をあて、かみそりにてわれめを付くるなりひしきめと云ふは此のすぢばりの事にあらす此の所をくひらひしほそくしたるもひしきめなりひしきめをさりひしき此の所すぢばりなる故上方わけて堅にわれめ出來たる形なり實朝のさりひしき給ひし形なり此のくびれたる所はにきりひしきてほそくなりたる、たちをまわたりなりわれれたる體をまわつてにわれめを付くるなり大射引目はくびれすわれめなし

○定木を中くぼにたむるは引目の高き所ひくき所に合せて定木をこしらへてそれを引目にあて、十二所堅すぢを付くるなり其のすぢをばかみそりを以て細く内迄通してわれめをほるなり

ひしきめの本意は此のくびれたる所はひしきめなり十二の堅すぢはわれめなりわれめより音をもらすがおもしろきとてし始りたりと古記にあり



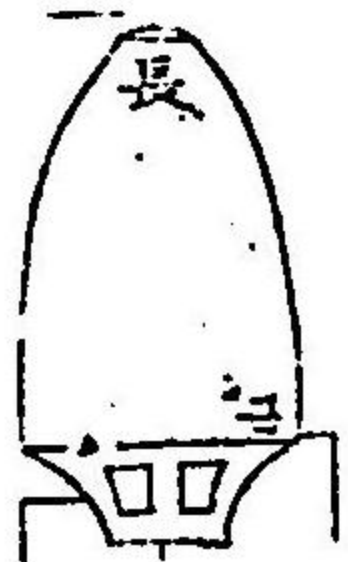
箆を如此こしらへて定木にするなり

のすまは引目のそに所なさしこむの穴を云ふ

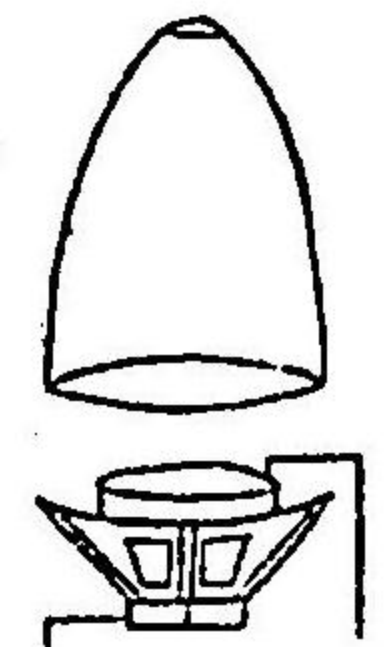
一弓袋さしと云ふは弓袋を持つ役人の名なり役名の部に記す

一墓目の大小は射手の弓の強弱による事なれば定まる寸法なし弓強ければ大なるを用ふ弓弱ければ小きを用ふ射て試みて大小を定め用ふべし堅の長さ横のふとさの恰好つりあひの事古書に其の沙汰なし依之貞丈其のつり合恰好を考へ左に記すなりたとへば墓目堅の長さ五寸ならば横のふとさは六寸まはりにてよし(堅の長さに一寸増すなり)又堅の長さ八寸ならば横のふとさは九寸にてよし皆是れに准じ知るべし(ふとさといふはまかぶらの所のふとさをいふなり)(ひきめじりの大サはまかぶらのさしたしの寸を五ツに折りて其の二ツ分を用ふべし)古代は墓目くりと云職人有りて墓目わらずしてくりたり今は其のしかた絶えたるゆゑ堅に二つにわりて中をくりて後合するなり堅にわりてくるよりはまかぶらの所にてつぎたるがよきなり

木ハ朴ノ木
又ハ桐也



此の所をまかぶらと云ふまかぶらより引目じりの長さは引目の總長さを四に折りて其の一ツ分のたけにすべしまかぶらより上のくちまての長さは總長さを四ツに折りて其の三ツ分にすべし
ひきめじりと云ふ
此の所少し許内へたはめたるが見能き物なり



此の所香箱などのみ入れのこましまかぶらのかごにて合するなりせしめうるしにこまの粉をこね合せてつくるなり
めばしらは引目くじけざらんが爲に竹をめばしらに入らるなり竹を厚くしてはり入るべしうすくけいやうばかりしては用いたす



竹の根
合せやう前のこまをくりぬくべし外もけづるべし根をよくからして合すべし
是れは外をけつらぬ時の形なり中をくりぬくはなまの時にくるべしわけてはまたよくくるべし竹の根引目には目極入るに不及

一竹の根墓目はふとさ竹の根のさきの丸くいもがしらの如くなる所を取りて作るなり根二ツにて墓目一ツ作るなり

一墓目をくるに木をうすくくりたるは鳴り音ひびきありてよしされども薄ければ物に中りてくだけやすく厚くくりたるは鳴り音はよからねども物にあたりてくだけず元來墓目は鳴らすべき爲に作りたるにあらず軽くすべき爲に中をくりぬき目をもあけたるなり墓目の主意は物に疵を付けず射倒すべき爲に作りたる物なり鳴音を賞翫する物にはあらず目をあけたるゆる自然に風入りて鳴るなり前に記すごとく東鑑に伊勢三郎能盛が竹の根引目にて匹夫を射たる事あり又和田太郎義盛の無禮の者を引目を以て馬より射落したる事有り又左親衛引目を以て熊を射取りし事有り何れも東鑑に見えたり如此のわざをする物なれば鳴り音がおもしろきとてうすくくりて碎るやうに作りたるは何の用にたぬ物なり音はなくとも厚くくだけやすからぬ様に作るべし鳴音を賞翫するは引目の本意にはあらず

一墓目は元來魔生の物を退る爲に拵出したる物なりといふ人有りあやまりなり鳴り音ある物なる故狐狸などを射ておびやかす事あり其の鳴り音に驚きおそる、なりばけ物の爲とて作り出したる物にあらず其の主意は前にいふごとし

一ちく篋の事職人盡歌合矢細工の繪の詞にこれはちく篋とてあつらへられて候云々中學集に(射家ノ書ナリ)云くうさすは手をきらふ物なれば好みに依るとなり古よりうさすの名物と云ふ佐渡篋也又信州知久の一かまと云ふを用ふるなりされ共かたうさすに徳多きなり(或矢匠ノ云クウキスト云フハ篋輕クシテ水ニ入レバ浮ク故ウキスト云フウキスハ佐渡ヨリ出ヅル今ハ出サズ知久ト云フハ信濃國ノ地ノ名也知久ト云フ所アリ昔信州ハ小笠原殿ノ領地也シユエ知久ノ篋ヲ用ヒラレシナリ一カマト云フハ二年ヘタルハ鎌ニテ一刈ニ切ラル、也三年ヘタル一刈ニ切ラレズナタニテ切ル也一鎌ニテ刈リ取ラル、ヲ一鎌トテ用フル也是レヲ鎌篋トモ云フ也鎌ニテ刈

木ばかり黒くぬるなり(上下矢スリ三所ニ白藤ヲツカフナリ)

一二重赤漆の弓と云ふは同書に云く又こき赤うるし木を薄赤うるしにしたるをばふたへ赤うるしと云ふなり云々竹をこき赤うるしにぬり木をうすき赤うるしにてぬりて矢すりかふら藤三所に白藤をつかふなり赤うるしとは漆に何もませぬるを云ふなり

一赤もうせんかけたるうつぼの事同書に云く空穂に何皮にても懸くるなり但犬の皮にくの皮などはかけぬなり又京都にては虎豹の皮は人に依りて斟酌すべし賞翫ある故なり又もうせんをも懸くるなり慈照院殿御代殿中へ諸家武具帯して参せらる、事有りし時小笠原備前(大中)赤き毛せんを懸けたるうつぼに十六矢をさしてほろをかけて被付けるとあり小笠原播州元長物語ありと云々毛皮を用ひずして赤毛うせんにて包みたるなり赤もうせんとは耕らしやの事なり今のもうせんの事にあらす赤もうせんの鞍履は御免なくては用ひられぬ事にてあれども空穂に懸くるは苦しからざるにや是れは飾にのみ用ひしにて式の例にはなりがたかるべし

一空穂の矢をさしかへすと云ふ事有り是れは雁股をあしくさせぬかれざる物故その事なり身寄の方を上筋遠に指して明きたる所にかりまたをさすなり

一坂オカ弦オコの事萬禮儀之次第に云くさか弦オコの事さかの者のさしたる本頭ばかり作り納めていまだ末頭をばつくらずして其のまゝなるをさか弦といひさかのつるとも云ふなり云々さかは松坂なり職人歌合に松坂やつる〜と云ふ詞あり弦賣の歌にあり○布施弦と云ふは布勢の海越中國射水郡にあり多胡海とも云ふ此の所の名産なり○關弦と云ふは伊勢國關といふ所の名産なり

一弦を作る事日置宗圓と云ふ八十歳餘(寶永ノ比八十歳ナリ)の老人の説に芋カモを縫芋カモの如くうみてかせの如く

或云く坂弦は京八坂より出づるを云ふはあれども伊勢の松坂の説を川ふべし

にへて水につけよりをかけて米俵をつるしこきたるが能しと物語なり云々弦の芋は出羽の山形より出づるからむしと云ふ芋強くしてよしと云へり

一矢開に用ひざるは鶴鷓木鼠鷓鼠なりひえとりとはひよ鳥なりしと、とはちやうまなりきねすみとはりすの尾の細きなりむさ、びとはのおすまの事なり射御持長記に云くむさ、びはみ、づくなりと有るは誤なり

一鶴目ツルメ樺カハ之事東鑑建久元年九月十八日條侯野矢即覽之無文染羽以ニ鶴目樺撥之カハ藤口卷也又嵯川親元が記せし羽形と云ふ昔にうづらめの樺にてはぐ野矢なり又上矢うすらめのかんカハばにてはく云々眞樺マコハに對して櫻のあま皮にてはくをうづらめのかばと云ふなり(櫻のあま皮の色鶉の羽に似たる故なり)

一焦コカシ篋カシの事小笠懸引目のからに用ふるなり篋を不殘コカシがしたるにあらす射御拾遺抄に云くしがしカシのを用ふことがすなり云々(フシムノ上ノ所バカリ火ニテフシカゲノ如クコガシテ外ハ白クシテ置ク也)

一さはし篋の事前に注せしは少し誤なるべきなり篋黒漆にてつやなくさつと薄くぬりたるべしふしかけを取る時は黒うるしにてつやあるやうにこくぬるを云ふなるべし上賢抄に云く一手神頭の條篋はさはし篋なるべし(ウルシニテサットウスクスルヲ云フ)又のごひ篋(赤ウルシニテノコヒタルヲ云フ)にもするなり云々の出張記に云く的矢の條飾かけ塗りたるが本にて候(的矢本式ハ白篋ニシテフシカケトリタルヲ云フ)さはし篋も不苦云々(是レウルシニテザットメリテコクフシカゲヲトルヲ云フ)本間流開書に云くふしくろの條ふしの下塗りさはしたる也(此ノサハシト云フ意モウルシヌリテ次第ノニウスクザットナリタルヲサシテサハシトハ云ヘルナルベシ)次第ノに句ひあるやうにうすくぬりたるを云ふ云々永仁布衣始記に云く篋黒塗サハシ云々此

夫木抄知家編
から竹のふえ
にまくてふえ
ば櫻おもし
ける風なふき

の文を以て黒塗とさはしとぬりやう二色ある事を知るべし
一さび筥と云ふはさはし筥の事なりさはし筥は拭筥にしてふしかけとりたるなり（サハシノハシヲ反切バヒト
ナルナリ依之サハシノヲサビノトモ云フ）節の上を漆にて薄くぬる故さびさせたる心なり
一箆にさす矢の数の事保元物語に鎮西八郎爲朝のことをかきたる條に云く矢だねつきぬればえびらをおひかへ
く射けるにあだ矢一ツもいざりけり（中略）この軍に廿四さしたる矢二こし十八さしたる矢三こし九さした
る矢一こしいたりける云々此のさしたる矢と云ふはえびらにさしたる矢を云ふなり箆を一腰二腰といふなり
一から竹の事小笠懸の矢筥にから竹のふしけづらすして筥に用ふるなりから竹は漢竹なり一説にからは簀にて
矢からにせし竹を筥になす故から竹と云ふされど此の説悪し唐竹と記せし書もあれど唐の字は假字なり射手方
聞書に云く小笠懸引目條筥はから竹の根の筥によかるべきを見すまして筥につくなり筥の皮をけづらざるなり
（カラ竹根本ノ方筥ニヨキヲトリテ筥ニナスヲ云フナリ）
一ふしはずの事筥筥（光大曰くふし筥とはよはずの誤なるべし筥の字ふしとはよまず）と書く筥はイヨウにて
ツ、とよむ外の矢はいづれも竹のふしを以て筥に造りけれども征矢のみ筥の末をるりて筥とす其形筒の如くな
ればしか云ふといへり又一説に云く竹の節とふしの間をヨと云ふヨはよはしの略語なり古歌に「吳竹のよ、の
むかしもしのばれて忘れぬふしの多くもある哉」とよめり此の歌ふしとよと別ある事を知るべし外の矢にはふ
しを以て矢筥とすれども征矢に限りてふしを不用竹のよ、の所をるりて筥とすればしか云ふなり

貞丈雜記卷之十終

明治三十四年四月二十日印刷
明治三十四年五月七日發行

（第二回）
故實叢書第二輯

編輯者 今 泉 定 介

發行者 吉 川 半 七

東京京橋區南傳馬町一丁目十二番地

印刷者 野 村 宗 十 郎

東京京橋區築地三丁目十五番地

印刷所 株式會社 東京築地活版製造所

東京京橋區築地二丁目十七番地

192
55

192
57



